

第101回定例会

# 南部町議会会議録

令和3年6月4日 開会

令和3年6月9日 閉会

南部町議会



## 第101回南部町議会 定例会会議録目次

### 第 1 号（6月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○陳情第1号の上程、委員会付託	12
○散会の宣言	12

### 第 2 号（6月7日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15

久保利樹君	15
中舘文雄君	19
工藤愛君	30
夏堀嘉一郎君	43
○散会の宣告	48

### 第 3 号 (6月8日)

○議事日程	49
○本日の会議に付した事件	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	49
○職務のため出席した者の職氏名	50
○開議の宣告	51
○一般質問	51
松本啓吾君	51
川守田稔君	56
○散会の宣告	59

### 第 4 号 (6月9日)

○議事日程	61
○本日の会議に付した事件	62
○出席議員	63
○欠席議員	63
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	63
○職務のため出席した者の職氏名	63
○開議の宣告	64
○報告第6号の上程、説明、質疑	64

○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
○報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
○報告第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
○報告第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
○報告第13号の上程、説明、質疑	74
○報告第14号の上程、説明、質疑	75
○報告第15号の上程、説明、質疑	76
○報告第16号の上程、説明、質疑	77
○議案第49号から議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
○議案第59号及び議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	104
○常任委員会報告	105
○委員会の閉会中の継続調査	105
○日程の追加	106
○発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
○閉会の宣告	107

○署名議員 ..... 1 1 1

令和3年6月4日（金曜日）

第101回南部町議会定例会会議録

（第1号）



## 第101回南部町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和3年6月4日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第48号 南部町監査委員の選任について
- 第 6 陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（16名）

1番	工藤 愛 君	2番	松本 啓吾 君
3番	久保 利樹 君	4番	夏堀 嘉一郎 君
5番	坂本 典男 君	6番	滝田 勉 君
7番	西野 耕太郎 君	8番	山田 賢司 君
9番	八木田 憲司 君	10番	中舘 文雄 君
11番	工藤 正孝 君	12番	夏堀 文孝 君
13番	沼畑 俊一 君	14番	根市 勲 君
15番	馬場 又彦 君	16番	川守田 稔 君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工藤 祐直 君 副町長 佐々木 俊昭 君  
総務課参事 久保田 敏彦 君 企画財政課参事 金野 貢 君

交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
住民生活課長	石橋一史君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	野月正治君	農林課参事	東野成人君
商工観光課長	北上隆広君	建設課長	松橋悟君
会計管理者	藤嶋健悦君	医療センター事務長	岩間雅之君
市場長	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課参事	中村貞雄君	社会教育課参事	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	夏堀勝徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	舘崎あつ子	班長	小林京子
総括主査	坂本裕昭		

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第101回南部町議会定例会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市勲君） おはようございます。

それでは、議会運営委員長のほうから報告させていただきます。

去る5月27日に議会運営委員会を開催し、第101回定例会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告11件、条例など13件のほか、令和3年度各会計補正予算3件の議案27件あります。そのほかの案件として、陳情1件、常任委員会付託、常任委員会報告などがございます。

一般質問は6名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、6月4日から9日までの6日間としました。なお、会期中、5日、6日は休日のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、11番工藤正孝君、14番根市勲君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、6月4日から6月9日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月9日までの6日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました6日間の会期中、6月5日、6日は休日のため、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの2日間は、休会とすることに決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

今期定例会の上程は、町長提出の案件が報告11件、議案16件、ほかに常任委員会報告などがあります。日程によりそれぞれ議題とします。

---

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第101回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に、まずは、先般、夏堀文孝議長の御母様がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、町政の諸般の概要について、ご報告申し上げます。

まずは、県内の町村ではいち早く、5月10日から開始しております65歳以上の高齢者を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。5月末日現在、町内での接種を希望する5,713人のうち2,438人が1回目の接種を、また、661人が2回目の接種を終えたところであります。

国からの要請を受け、当町におきましても、7月末までの高齢者の接種完了を目指すこととしておりますので、町内の医療機関等、関係者の皆様のご協力と町民各位のご理解をいただきながら、安全性の確保を第一義に接種の加速化を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、昨日発行の広報なんぶちょう6月号では、基礎疾患のある方や高齢者施設等で従事さ

れている方のほか、全ての年代のスケジュールをお示したところであり、今年11月上旬までに接種を完了する計画としているところであります。

高齢者接種の経験を活かしながら、計画どおりに接種を進めてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、昨年度は、様々なイベントを中止してまいりましたが、今年度は感染防止対策に万全を期し、工夫を凝らしながら、可能な限り実施してまいりたいと考え、2年ぶりに「南部町春まつり」、「果樹の花見散策ウォーク」、「南部町ぼたんまつり」を開催したところであります。

また、7月には「ジャックド花火大会」が予定されておりますが、ウィズコロナの時代に即した安全安心な開催方法を探求し、観覧される皆様にお楽しみいただけるよう、準備を進めてまいります。

次に、農業や農作物の生育状況に関する情報ですが、昨年は天候に恵まれまして、全体的に作物の生育が順調で、作柄についても平年並みであったと思っております。

今年は3月中旬から4月上旬までの気温が平年よりも高く、作物全般的に生育が一週間程度早まっている状況と伺っており、農家の皆様もお忙しい日々をお過ごしのことと思います。

まずは、水稻の状況についてであります。田植え作業は例年どおりの時期に行われており、現在の進捗率は9割近くと平年並みとなっております。

次に、サクランボであります。6月1日に観光農園において行われた作柄調査によりますと、主力品種「佐藤錦」の着果数は平年よりやや少なめであり、園地によってバラツキがあるとのことではあります。調査を実施した名川観光さくらんぼ園振興会では、今後の栽培管理を徹底し、高品質のさくらんぼを提供してまいりたいとのことでもあります。

そして、デビューから3年目を迎え、果物の里・南部町の高級ブランド果実として期待の大きい「ジュノハート」であります。収穫量の増加も見込まれておりますので、消費者の皆様にご堪能いただけるよう、生産者の皆様との連携強化に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、今年の販売イベント等につきましては、新型コロナの感染防止対策を徹底しながら、しっかりとPR出来るよう、開催方法を検討してまいりたいと考えております。

リンゴにつきましては、ふじの開花が平年より一週間ほど早い状況でありますので、生育ステージに応じた薬剤散布、摘果作業を実施していただき、実り豊かな収穫期を迎えられますことを願うものであります。

今年の春の叙勲では、当町から、沖田隆成氏が消防功労で瑞宝双光章の、また、危険業務従事者叙勲では、藤嶋武夫氏が瑞宝単光章の受章の栄に浴されました。それぞれの分野における長年にわたるご尽力の賜であり、心からお祝いを申し上げます。

さて、この後、議員各位にご見学いただくこととしております新庁舎ではありますが、8月2日の執務開始に先立ち、7月3日には竣工式及び落成記念式典を開催することとし、ご案内を差し上げているところであります。職員には万全の態勢で執務開始日を迎えるとともに「あいさつの徹底を継続すること」、「前例踏襲で良いのか疑問を持ち、改善点を加えながら職務を遂行すること」、「出来ない理由を探すのではなく、出来るようにするには、どうすれば良いのか、常にそういう考え方を念頭に置くこと」を指示しているところであり、これまで以上に「町民の皆様が利用しやすく、安心して集える庁舎」を具現化してまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告11件、人事案件1件、条例の制定等12件、令和3年度南部町一般会計及び各特別会計補正予算案が3件の、合わせて27件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず初めに、報告第6号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（上名久井公民館建設工事））」であります。上名久井公民館建設工事における請負金額の追加変更契約の締結について、令和3年3月15日に専決処分したものを地方自治法の規定に基づき報告させていただくものであります。

次に、報告第7号から第12号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」6件をご説明いたします。

報告第7号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第12号）」であります。基金積立金及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費として、歳入歳出予算の総額に321万6,000円を追加し、予算の総額を160億3,102万8,000円とすることについて、令和3年3月30日に専決処分したものであります。

次に、報告第8号「南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の非課税判定に用いる扶養親族の取扱いの見直し等に伴う規定の整備や、固定資産税における令和3年の評価替えに伴う特例措置の対象年度を新たに3年間設定するなど、条例を改正する必要が生じたため、令和3年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第9号「南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効することに伴い、法の失効後においても固定資産税の課税免除等を行えるよう経過措置を設けるなど、条例を改正する必要性が生じたため、令和3年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第10号「南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の特別措置の対象要件として、事業者が策定し認定を受ける「地域経済牽引事業の促進に関する基本計画」の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長することなどについて、条例を改正する必要性が生じたため、令和3年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第11号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。国から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等を支援するための減免基準が示されたことに伴い、当町におきましても、基準に従い昨年度に引き続き国民健康保険税を減免することについて、条例を改正する必要性が生じたため、令和3年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第12号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。国から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険の被保険者等を支援するための減免基準が示されたことに伴い、当町におきましても、基準に従い昨年度に引き続き介護保険の第一号被保険者の保険料を減免することについて、条例を改正する必要性が生じたため、令和3年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第13号及び第14号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）」2件をご説明いたします。

報告第13号「新庁舎外構整備1号工事」及び報告第14号「新庁舎外構整備2号工事」であります。いずれも請負金額の追加変更契約の締結について、令和3年5月28日に専決処分したものを地方自治法の規定に基づき、報告させていただくものであります。

次に、報告第15号「令和2年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。一般会計の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき繰越計算書を調製して報告させていただくものであります。

次に、報告第16号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」であります。令和2年度の経営状況を説明する資料といたしまして、事業状況及び決算状況に関する書類を地方自治法の規定により提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第48号「南部町監査委員の選任について」であります。令和3年6月6日をもって任期満了となります。監査委員1名の選任について、地方自治法の規定に基づき議会の同意を求めるとしてあります。委員として選任する方は、再任の方でありまして、住所、南部町大字沖田面字●●●●●●●●、氏名、山口裕貢氏、昭和●●年●●月●●日生まれ。山口氏は、優れた識見と、豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め、引き続き監査委員として選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。なお、任期につきましては令和3年6月7日から令和7年6月6日までの4年間です。

次に、議案第49号「南部町課設置条例及び南部町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新庁舎の開庁に伴い、現在の本庁舎及び南部分庁舎を福地支所及び南部支所として設置するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第50号「南部町公告式条例の一部を改正する条例の制定について」であります。条例等の公布場所として定めていた3カ所の掲示場を、新庁舎の開庁に伴い、新庁舎である南部町役場並びに福地支所及び南部支所に改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号「南部町防災行政用無線条例の一部を改正する条例の制定について」であります。災害対策基本法の一部改正に伴い5月20日から避難勧告と避難指示が一本化されたことによる条文の改正、及び、新庁舎の開庁に伴い防災行政用無線の位置を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第52号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。医療職給料表（1）の適用を受ける職員及び再任用の職員の期末手当に関し、読み替え時に引用する期末手当基礎額に乗じる値を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴い、地域経済や町民生活に大きな影響が継続していることから、国民健康保険の被保険者を経済的に支援することを目的に、昨年度に引き続き令和3年度の国民健康保険税を減税するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号「南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

が、南部町立中央公民館の廃止及び法師岡分館の所属替えに伴い、両館を条例から削除するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。内閣府令の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。厚生労働省令の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号「南部町いちょうホール条例の制定について」であります。新庁舎に併設する地域交流施設の名称を「南部町いちょうホール」と定め、その管理運用に必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第58号「財産の取得について」であります。配備から28年が経過し老朽化した福地第6分団（福地地区杉沢）の消防ポンプ自動車の更新に係る購入契約について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」及び議案第60号「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」であります。いずれも「十和田地区食肉処理事務組合」が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、両組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び、両組合規約の変更について、地方自治法の規定に基づき、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号「令和3年度南部町一般会計補正予算（第1号）」であります。新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることを踏まえ、昨年度に引き続き町独自の経済対策事業を展開することとし「農畜産業先行型持続化給付金給付事業」に係る経費として1億8,010万9,000円を計上したほか、「特別プレミアム商品券発行事業」に係る経費として8,424万8,000円を計上するなど、歳入歳出予算の総額に3億5,540万9,000円を追加し、予算の総額を106億2,540万9,000円とするものであります。

次に、議案第62号「令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」でありま

すが、国民健康保険税の減税による減額分を財政調整基金繰入金により補てんする歳入予算の組み替えを行うものであり、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第63号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。火災により損傷したマンホールポンプ制御盤の修繕経費として、歳入歳出予算の総額に350万円を追加し、予算の総額を4億1,950万円とするものでございます。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ何卒原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第48号の上程、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、議案第48号「南部町監査委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第48号は、原案のとおり同意されました。

---

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（夏堀文孝君） 日程第6、陳情第1号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」を議題とします。

本日までに受理した陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配布しました請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

---

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

6月7日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時31分）

令和3年6月7日（月曜日）

第101回南部町議会定例会会議録

（第2号）



## 第101回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年6月7日（月）午前10時開議

### 第 1 一般質問

3番 久保利樹

1. 「仮称・夢の大橋構想」について
2. 町長の今後の町政への考えについて

10番 中舘文雄

1. 県道整備に関わる県への要望活動と状況について
2. 当町の各種選挙における投票率向上への取り組みについて
3. 町内のテレビ放送難視地区の現況と対策について

1番 工藤愛

1. バスの利便性向上について
2. 学校統廃合に合わせた少人数学級の実現について

4番 夏堀嘉一郎

1. 介護保険料の現状と対策に必要な高齢者の健康づくりについて  
（食生活と運動と休養）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工藤愛君	2番	松本啓吾君
3番	久保利樹君	4番	夏堀嘉一郎君
5番	坂本典男君	6番	滝田勉君
7番	西野耕太郎君	8番	山田賢司君
9番	八木田憲司君	10番	中舘文雄君
11番	工藤正孝君	12番	夏堀文孝君

13番 沼 畑 俊 一 君

14番 根 市 勲 君

15番 馬 場 又 彦 君

16番 川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総務課参事	久保田 敏 彦 君	企画財政課参事	金 野 貢 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君
住民生活課長	石 橋 一 史 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	野 月 正 治 君	農 林 課 参 事	東 野 成 人 君
商工観光課長	北 上 隆 広 君	建 設 課 長	松 橋 悟 君
会 計 管 理 者	藤 嶋 健 悦 君	医療センター事務長	岩 間 雅 之 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 参 事	中 村 貞 雄 君	社会教育課参事	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	夏 堀 勝 徳 君	選挙管理委員長	佐々木 登志雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	館 崎 あつ子	班 長	小 林 京 子
総 括 主 査	坂 本 裕 昭		

---

◎開議の宣告

- 議長（夏堀文孝君） これより第101回南部町議会定例会を再開します。  
本日の会議を開きます。  
議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

- 議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。また、通告外の質問は行わないようお願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

- 議長（夏堀文孝君） 3番、久保利樹君の質問を許します。久保利樹君。  
（3番 久保利樹君 登壇）

- 3番（久保利樹君） おはようございます。

第101回南部町議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただきありがとうございます。今回、私は、仮称・夢の大橋構想についてと工藤町長の今後の町政への考えについて、2つの質問を通告に従いまして質問させていただきます。

まず1つ目の質問になります。

現在、開業に向けて準備を行っている南部町新庁舎の裏手にある名川土地改良区第一工区の圃場整備に合わせて、新庁舎へのアクセス道路としてバイパス道路の計画があります。そのバイパス道路から国道4号線に接続の構想のある仮称・夢の大橋は、2019年7月に町長及び議員13人で大島理森衆議院議長、滝沢求参議院議員への道路整備の要望書を提出しました。

高瀬橋から国道4号線へ接続する道路は、青い森鉄道の線路下を通る区間が大雨などにより

度々水没して通行止めになることから、鉄道下を通ることなく国道へアクセスできる夢の大橋の実現について要望しました。その後、約2年経過しましたが、仮称・夢の大橋はどのようなところに要望し、また、その反応はどのような感じなのかお伺いします。

続いて、2つ目の質問になります。工藤町長の今後の町政への考えについてお伺いします。

工藤町長は、平成18年に多くの町民の支持を得て初代南部町長に就任しました。現在4期目ですが、就任時からの15年間、様々な事業を行い、南部町のかじ取りをしてきました。4期目に掲げた政策は、子育て支援の推進、若者定住の実現、新庁舎建設、馬淵川整備の早期完成でした。

子育て支援の推進は、子供が生まれてから大学や専門学校を卒業するまで、子育ての負担が軽減できるよう、町内小中学校の給食費や高校生までの医療費の無償化を継続し、進学したい子供に対し就学資金の貸付けは地元に戻ってきた際に受けられる優遇制度に猶予期間を設け、さらに利用しやすくなりました。また、ゼロ歳から3歳未満への子供は幼稚園、保育園、認定こども園での利用料無償化の対象にならないことから、子育て用品助成券「ぴよすく一ぼん」を発券することでさらに支援が手厚くなりました。

若者定住の実現では、特別宅地分譲地「チェリータウン桜場」を区画整備し、扶養家族のいる世帯や町外転入者はさらなる割引価格になるなど、注目を集め、多くの転入者を迎えています。近くにある民間の集合住宅にも南部町の子育て支援の手厚さを目的に転入されている方もおり、よい相乗効果も生まれています。

新庁舎の建設は、庁舎は完成し、先日議会での内覧会も行われました。併設されている地域交流施設は、町民の憩いの場に最適な環境が整備され、各窓口も利用する方が分かりやすい設置になっており、利便性も向上されています。

馬淵川整備の早期完成では、馬淵川流域4市町でつくる「馬淵川とともに生きる期成同盟会」の会長を務め、国土交通省などへの要望を行い、国土強靱化事業により随時整備が進められています。

また、新型コロナウイルス対策では、飲食業者緊急対策支援金に始まり、農畜産業先行型持続化給付金、全業種に対する緊急対策支援金、学生アルバイト支援金等、いち早く対応を行っております。素早い決断により、町民の皆様へ支援が行われました。このスピードを生み出したのは、合併来、工藤町長の取り組んできた行財政改革の推進による財政実績のたまものであり、そのことに深く敬意を表します。

合併15周年を迎え、工藤町長はこれまで南部町のかじ取りを担われてきました。町の基幹産

業である農業の振興や人口減少対策等、これからも工藤町長には取り組んでいただきたい課題もあります。来年の2月には任期満了を迎えますが、これまでの実績、決断力を踏まえ、南部町のかじ取りを担っていただくのは工藤祐直町長以外に考えられません。同志議員も同じ考えであると確信しております。多くの町民の声を代弁し、来期も引き続き工藤祐直町長に南部町のかじ取りを担っていただきますよう強く要請し、次期選挙に立候補の考えはあるかお伺いします。

以上、2つの質問について町長より答弁をお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、久保利樹議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、上名久井地区において、新庁舎へのアクセス道路として計画しているバイパス道路から国道4号への接続構想のある「仮称・夢の大橋」はどのようなところに要望し、また、その反応はどのような感じなのかについてのご質問でございますが、夢の大橋構想については、令和元年5月22日に当時の青森河川国道事務所長と青森県県土整備部長にお会いした際に、その構想を抱いている旨を私からお話しさせていただき、実現に向けて今後のご協力をお願いしたのが最初でありました。

令和元年7月31日には、私と当時の南部町議会議員13名の皆様と共に大島理森衆議院議長及び滝沢求参議院議員のお二人にそれぞれお会いし、私と当時の町議会議員でありました馬場又彦議員との連名での要望書を直接お渡しし、夢の大橋の実現に向けてお力添えをお願いしてまいりました。お二人からは実現に向けて支援の立場を表明していただいたところでもあります。また、令和2年1月7日開催の南部町新年互礼会に来賓としてご出席いただいたお二人からご挨拶を頂戴したところ、改めて支援の立場を表明いただいたところでもあります。

そのほか、これまでに三戸郡町村会主催による青森県選出国會議員に対する陳情及び三八圏域が合同で実施した青森県知事に対する重点事業説明会において、当町からは夢の大橋の実現を要望しております。

また、今年4月13日には、青森県県土整備部長にお会いし、夢の大橋の実現に向けて引き続きご協力をお願いしたところでもあります。

なお、県のそれぞれの関係部署に対し、夢の大橋も含めた上名久井・高瀬地区バイパス道路

整備事業の財源を確保するため、国の補助事業や交付金事業としての採択や、馬淵川と青い森鉄道を超えて新たな橋を設置することに伴う今後の河川占用許可申請などに、必要な協議や手続が円滑に進むようにご指導とご協力をお願いしており、いずれもご対応いただける旨のお話を頂戴したところであります。

これまでの要望活動において、夢の大橋の構想について、それぞれ要望先の皆様から協力的な反応をいただいていると認識しておりますが、事業的にそう簡単ではないことも承知しているところであります。しかしながら、引き続き仮称・夢の大橋構想の実現に向けて、国や県などに、また、関係各所に議員の皆様方と一緒に活動をして、夢に終わることのないように、多少時間がかかっても実現にこぎ着けたいと考えておりますので、議員の皆様のもたさらなるご指導、ご協力もお願い申し上げたいと思います。

次に、私の今後の町政への考え方、来年2月の次期選挙に再度立候補する考えはあるかのご質問についてであります。令和3年3月定例会で西野議員から次期選挙に対してのご質問と激励のお話をいただき、今回、同じく久保議員からも激励を含めたご質問をいただきましたことは、私自身も大変ありがたく感謝を申し上げる次第でございます。

今、コロナ禍の中でやっとワクチン接種が本格化してまいりました。今はまず町民の健康と命を守るためのワクチン接種を予定どおりに接種できるように万全を期すこと、さらには本定例会にも計上させていただいておりますコロナ対策支援策を昨年同様、タイミングよく支援金の支給を行い、地域経済の回復に努めたいと考えております。

結論といたしましては、今はワクチン接種、コロナ対策支援金の実施に見通しをつけ、8月2日の新庁舎が円滑に業務を開始できるよう取り組んでまいりたいと思っております。9月定例会には、いずれにしてもいずれかのどちらかの判断をさせていただきたいと思っております。それまでの期間、先ほども申し上げましたまずワクチン接種の見通しをしっかりとつけて、コロナ対策支援の支給、これをしっかりとめどをつけた後、9月には最終判断をさせていただきたいと思っておりますので、議員各位のご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。久保利樹君。

○3番（久保利樹君） ご答弁いただいて、ありがとうございました。

2019年に夢の大橋の要望をしてから、さらにまた町長のほうからも様々な要望等をしている

ということで、非常に事業としても大きな事業でありますし、時間も当然、町長がおっしゃるとおりかかることでありますので、これからも先ほど町長がおっしゃいました、夢が夢にならないように、これからも夢の大橋に関しましては引き続き要望活動、また、我々議員も一緒になって活動していく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

また、次期選挙に立候補する考えはあるかという質問についてですが、まず町長がおっしゃいました今一番やらなければならないのは新型コロナの対策、支援ということで、まず多忙な時期ではありますが、先ほど私も質問の中で申し上げました南部町独自の支援金等が捻出できるのも、やはりこれまでの行財政改革、財政実績のたまものと思っております。そのおかげで非常にスピーディーな決断、また、町民の皆様支援等が行き渡っているのかなと感じておりますので、再度ではあります、前向きな気持ちで次期選挙立候補の検討もよろしくお願いいたします。私からの質問とさせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） これで久保利樹君の質問を終わります。

次に、10番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（10番 中舘文雄君 登壇）

○10番（中舘文雄君） おはようございます。

質問に入る前に、コロナウイルス感染症対策に連日、国、県の方針を遂行しながら町民の安全・安心な生活を確保するために、日常生活にも影響を与えている自粛活動や支援のために、さらにはワクチン接種等、積極的に業務に当たられる町長はじめ担当職員の皆様、そして医療従事者の皆様に改めて敬意と感謝を申し上げます。

私は、今定例会に臨むに当たり、通告しておりました次の3項目について、現状と対策について質問してまいります。

初めに、町内には県により直接管理、維持されながら、町民生活に大きく影響を及ぼす県道や河川等の施設があります。これまでも町として地域の実情を勘案しながら、必要に応じて、また、地域の声を聞きながら県に対する要望活動を展開していることはよく承知しております。そうした活動が町内の各箇所の改良や生活環境の改善、整備等に大きな実績となっていることは明らかであり、今日までの取組に敬意を表するものであります。

町長は、取組の要点として、重要性、緊急性を十分に検討した上で、優先順位を明確にした上で取り組むことが大事な要素ではないかと指摘しておりました。まさに着実に実績を上げる

要だと思えます。そうした県との要望活動の中で、今回は特に県道整備についてお聞きいたします。

町内には15路線の県道があり、その中で主要地方道が3路線あります。これまでの町内での県道の改良工事は、福地地区の苔米地兎内線、櫛引上名久井三戸線の一部、名川地区では名川階上線の剣吉踏切改良工事に関わる改良工事、櫛引上名久井三戸線の森越地区、統合庁舎前の改良工事等、まさに重要性の高い場所が実施されてきました。そのほかに、名川地区では名久井岳公園線の一部が未着工区間になっております。

話題では、南部地区の櫛引上名久井三戸線の赤石地域の改良が計画の俎上に上がっているとの情報も聞きますが、名川地区にも40年以上も前から改良の必要性が訴えられながら、いまだに実現していない軽米名川線の一部、野場地域の未整備区間があります。大型車の擦れ違いは不可能なことはもちろんですが、時には田んぼに脱輪している車を見ることもあります。県道の途中には新幹線の三戸トンネルがあり、重要避難路のための開口部があり、過去にも実際に利用された場所であります。また、2年後には、この県道は名川南地区からの全ての子供たちの通学路にもなります。このような現状を見ますと、改良を必要とする重要路線にも位置づけられる路線ではないかと思えます。

これらのことから、次の質問をいたします。

1点目は、町内の県道に関わる要望箇所と進捗状況について、現在の状況と見通しについてお尋ねいたします。

2点目は、県道軽米名川線の野場地区の未整備区間について、これまでの取組と今後の見通しについてお尋ねいたします。

次に、各種選挙のたびに問題となります投票率の向上のための課題と対策について質問いたします。

当町でも投票率は決して高くはありません。平成29年の衆議院選挙では54.35%、また、平成31年4月の県議会議員選挙では54.89%、令和元年7月の参議院選挙では40.62%でありました。

そうした中で、当町ではポスター掲示板を235か所から137か所に、また、投票所も37投票区から18投票区に減らしております。

そこで、次の質問をいたします。

当町の選挙管理委員会または関係機関で取り組んでいる投票率向上のためにどのような対策を考えているのか、お尋ねいたします。

次に、町内のテレビ放送難視地区の現況と対策について質問いたします。

全国にも同じように山間部で難視地域が存在していることは明らかであります。以前から共同受信設備を利用して対処していることは承知しておりますが、そうした中、平成23年、地上デジタル放送開始により、難視地域で地上デジタル放送を受信するために共同受信施設の設置が呼びかけられ、町内でも複数の地域が対象になったはずであります。その地域では組合組織を構成して運営に当たっております。

受信施設の工事には助成制度があり、工事が施工されたわけですが、地域に住んでいる受信者には永久的に維持管理費の負担が発生しております。最低でも設備に関わる電気料金、電柱共架料、設備故障修理費、そのほかに将来の改修工事のための積立金などがあります。

共同受信施設の維持費は設備内容によって金額は一定ではないと思いますが、組合員の中には高齢者の独り暮らしの場合もあり、これらの問題はこの地域に住む町民に負担となって現れております。町民の皆さんが平等に安心して暮らせる環境をつくり上げる取組が必要だと思いつながり、次の質問をいたします。

1点目は、町内の難視地区と指定を受けた地域と、対策に取り組んでいる組織と現状についてお尋ねいたします。

2点目は、共同受信施設を利用している地域への経費助成について検討すべきだと思いつますが、それらの対策についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

以上、通告に従いまして質問してまいりました。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、県道整備に関わる県への要望活動と状況について、初めに要望箇所と進捗状況についてであります。当町には主要地方道が3路線、一般県道が12路線ございます。

現在、当町における県道整備につきましては、国から補助を受けて行われている道路拡幅改良事業などでは、県道櫛引上名久井三戸線の垵渡工区、名久井岳公園線、苫米地兎内線の苫米地工区などが事業に着手しており、路線によっては一部の区間が完成している箇所もございます。昨年度は県道櫛引上名久井三戸線において新庁舎前の区間を早期に整備完成していただき

ましたので、他の路線につきましても早期に完成していただけるよう引き続き要望を重ねてまいります。

このほか、県道に係る青森県単独事業について、毎年9月に三八地域県民局地域整備部へ継続して要望書を提出しております。令和3年度の要望内容を申し上げますと、道路改良の要望が、櫛引上名久井三戸線、中野北高岩停車場線、軽米名川線、南部田子線の合わせて4路線で計6か所であります。

また、歩道整備や交差点改良などの交通安全対策の要望は、櫛引上名久井三戸線、三戸南部線、南部田子線、名久井岳公園線の合わせて4路線で計8か所であります。このうち事業に着手している路線は、櫛引上名久井三戸線福田地区1路線の歩道整備1か所となっております。

続いて、舗装や側溝修繕などの道路維持に関する要望は、櫛引上名久井三戸線、名川階上線、軽米名川線、三戸南部線の合わせて4路線で5か所を要望しており、県では道路維持補修事業につきましても要望箇所の整備を順次進めていくとしているところを確認しております。

次に、県道軽米名川線野場地区の未整備区間の取組についてであります。ご承知のように県道軽米名川線は岩手県軽米町を起点とし、南部町を終点とした主要地方道であり、青森県の管理延長は約13.9キロメートルとなっております。

このうち南部町の区間延長は約11.7キロメートルとなっておりますが、そのうち、幅員が狭く見通しが悪い野場地区を含む未改良区間2か所の約1.4キロメートルを拡幅工事要望箇所として毎年要望しております。

野場地区の未整備区間においては、過去に整備計画の段階で地権者の同意が得られなかったこともあり、現在のところなかなか事業化には至っていない状況ではあります。今後も継続して要望してまいりたいと思います。

現在、南部町内において、県道改良工事が完了あるいは工事中の箇所が大変多くなっております。事業に着手するまでに少し時間が長くかかっている箇所もありますが、これまでの要望箇所が着実に施工されていると感じておりますので、今後も県に対して未整備区間の整備を継続して要望してまいりたいと考えております。

議員からありました野場地区でございますが、私も五日市・野場地区については直接要望させていただいております。その中で、大分、十数年前になりますが、当時の木村知事から直接、どちらかの箇所は実施すると。こういうお話を町村長会議のときに答弁をいただいて、これは当然やってもらえるものだろうと、こう思っていたわけですが、その後、知事が替わり、見直しが県でされました。その見直しされた際に時間が、時間というよりも、当時、地権者に

反対をされた経緯があると。これは今も県に、しっかり残っているわけですし、やはり一度反対された場合の要望というのは非常に難しいなということを感じました。しかしながら、現在は地権者の皆さんも早く完了してほしいと、こういう要望も地域から上がっておりますので、これからもできるだけ早く拡幅工事が実現するように努めてまいりたいと思っております。

次の投票率につきましては、選挙管理委員会のほうから答弁させたいと思います。

次に、町内のテレビ難視地区の現況と対策についてお答え申し上げます。

まず、難視地区の指定を受けた地域と対策に取り組んでいる組織の状況についてであります。県内では平成17年2月からNHKが、平成18年7月には民放全局で地上デジタル放送が開始となっており、これに伴い、総務省による調査及び町民からの申出により、町内では既存の4難視地区のほか、新たに15地区が難視地区の指定を受けました。合わせて19の難視地区のうち、個別受信器により対応を行った地区が7つあり、現在、町が把握している共同受信組合などを組織されている地区は12地区となっております。

これらの難視地区における地上デジタル放送の共同受信施設などの整備に係る経費については、国からの補助金とNHKからの助成金が交付されたほか、加入世帯の負担額が過大とならないよう、町補助金を上乘せし助成を行ったところであります。

次に、共同受信施設を利用している地域への経費助成についてであります。施設設置後の維持管理に係る経費につきましては、地元でご負担をいただいているところであります。

しかしながら、施設設置からおおむね10年が経過し、施設の老朽化も考えられることから、今後、町全体の公平性などを考慮しながら、施設の改修経費に対する助成について検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（夏堀文孝君） 選挙管理委員長。

（選挙管理委員長 佐々木登志雄君 登壇）

○選挙管理委員長（佐々木登志雄君） 選挙管理委員会の佐々木です。よろしくお願いたします。

中館議員の質問にお答えいたします。

当町の各種選挙における投票率向上の取組について、選挙管理委員会または関係機関で取り組んでいる対策についてであります。町の広報紙やホームページを活用した選挙制度の周知

と政治参加の啓発、中学校の生徒会選挙における投票箱や記載台などの選挙物品の貸出し、中学校、高等学校の職場体験訪問における選挙事務の体験、投票を済ませた方を対象に町内で使えるお食事割引券を抽せんで贈呈など、幅広い年齢層の方々に選挙を身近に感じていただくことによる投票率の向上を目的とした活動を行っているところであります。

加えて、投票環境の利便性の向上を目的に、令和元年度から町内の期日前投票所3か所のいずれの投票所でも投票ができる体制としております。

そのほか、防災行政用無線による広報活動や、投票日当日には町内を巡回して投票の呼びかけを行っております。

平成28年度から選挙権を有する年齢が18歳に引き下げられました。今後は、明るい選挙推進協議会の方々とも連携しながら、若い有権者の方のみならず、多くの皆様に選挙制度をより理解していただくような取組も実施していくことで、引き続き選挙制度の認知及び投票率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありますか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） まず、県道に関わることですけれども、今、町長の答弁の中にも毎年要望しながらやっているということは私も前々から知っていました。特にはこの野場地区の場合は、もう町長のお父さんの時代から、私も若くて、何であそこ、それだけこの県道道路に対して私、執着するかというと、昔、我が地区に火事があったときに、そこに行く途中で常備消防車が如来堂川に転落して死亡事故があったことがあるわけです。これは、道路は何としても直さなければ駄目だという思いから、ずっとこういう観点で私、今まで来ていました。

ですから、さっき町長が言ったように、野場地区、確かに過去には自分の土地を通させることに対する抵抗があったということは聞いております。ただ、私たちがなぜ南地区であまり運動を起こせなかったというのは、私の一つの考えですけれども、地域間競争になってしまうと、これこそ大変になってしまうんですね。というのは、あそこを通さないあその住民が悪いという言葉を一言でも発するものなら、地域と地域の競争になるということで私は極力そこは抑えてきました。そういうことを言う人もいます。あそこは言うこと聞かないから通らないんだと。あそこが悪い、あその住民が悪いというようになるものですから、私はどうしても行政の立場からやっぱり県に対して訴えていただくしかないと思って、当町出身の県議会議

員にも話をしたことがあるんですけども、例えば如来堂川のように期成同盟会をつくってというのは、広域的なものであればそういう活動もできますけれども、ただその地域のためにそういう期成同盟会を立ち上げて行動した場合には、地域間の争いになるということからやっていますでしたけれども、ぜひその辺は行政の立場から県に対する働きかけというのを強力にぜひお願いしたい。

それこそさっき私、質問の中でも言いました、三戸トンネルを造るときに、あそこの工事に関わる資材もあの道路は通れないということで、恥ずかしい話ですけども、南郷地区から大型車が入り出してその工事現場に入り工事をして、引上げも向こうで行ったんです。ですから、昔からあそこはもう大型車は無理だという地域ですので、ぜひその辺をですね、もう一度県議会議員、その他いろいろあるでしょうけれども、いろいろ話をしながらぜひ県の方には強力な、ひとつもう少し働きをお願いしたいと思います。

それから、さっき町長が言ったようにいろいろな工事を各町内でやっていますから、ただ、ここはやってここをやると。これは私も大事だと思います。ただ、どうしても今考えますと、名川軽米線のあの野場地区の開通というのは、さっきも言いましたけれども、2年後には子ども全ての通学路としてあそこはもう、あそこがストップすると、我々が昔あそこで工事をやっていた迂回できなくて戻ったことがあります。実際にそこに工事車1台が止まると、もうそこを通れなくなるんですよ。ですから、そういうこともあるものですから、ぜひそこは、今までも要望活動をしてもらったと思いますけれども、いま一度、ぜひ担当課長、町長の決意をもう一度ひとつそこはお聞きしたいと思います。

それから、2問目に言った投票率のことですけども、ただ、私、前回、その前から投票所が遠くなって自分で行けないという人の声を聞いたんですよ。これはいろいろな検討をして、投票所があったところをなくして、ほかにやっていますから、その辺はあると思いますが、投票率向上のために例えば公用車を使った、そういう一定期間、そのところを通りますよという案内をしながら、そこに乗ってでも投票に行けるような対策として、誰に投票するのかは別ですから、そういうのも考えながらいかないと、どうしても自分で自分の車で行ける、何かできる人はいいいんですけども、歩いて行くにはちょっと大変だという声が聞こえてくるものから、ぜひ委員会その他の検討の中で、できれば選挙のあるときは例えば午前、昼、午後でも3回ぐらいはそこをそういう車を通しますから、どうぞ利用して投票所に、というような案も、企画もひとつ検討してもらいたいという気持ちがあります。

ですから、こうした投票所の数が減った、我々も具体的なところで分からないままに、ここ

に何十か所、ポスターを貼る場所があると思ったら、いや、もう南部町は減っていますよと言われた件があったものだから、その辺があって、ぜひ投票率向上のための対策というのを、もう少し具体的に細かいところまで検討した対策を選挙管理委員会でも検討していただきたいなと思いますので、その辺の考え方、もしあればお聞きしたいと思います。

それから、この難視地区もこのデジタル放送のときからでも七、八年、九年がたって、さっきデジタル放送の前にやった地域は、NHKが主導したところは維持費その他のかかり方が違うんですよ。デジタル放送でやったところから電気料、共架料、それから維持費その他がかかる、そういう組織にするという指導があって、そういう組合で運営しているはずですよ。ですから、私、もう一つ担当者から聞きたいのは、経費をその地域でどれぐらい負担しているのか、分かっているとお聞きしたいと思います。

たまたま私のところは、さっきの町長の答弁の中で大規模な改修等は公費のほうでという考えでありますから、そこは一つの解決だと思えますけれども、今、私たちは毎年5,000円払っています。約3,000円が維持費にかかっています。2,000円を将来のため、それから事故だとかそういうのがあったときの費用として積立てをしています。過去にも、我が地区にも火事で1回、雪、豪雪で1回、それから雷、実際に故障して組合で金を払って負担して直してもらっています。ですから、これは必ずや起きるんですよ。それを含まないで何も知らないというわけにはいかないから、一応みんなで金を出し合って直してはいるんですけども、さっき言ったように老人独りで、例えば今はいないけれども、子供たちが来て孫たちが来たときにテレビを見られない地域でありたくないというのが年寄り独りの気持ちなんですよ。ですから、金は払いますよ。ですから、テレビは見られるようにしておいてもらいたい。そういう気持ちがあるものですから、そこに住んでいる人が毎年何千円か負担していなければテレビを見られないという状態が難視地域によっては起こるということですから、その辺、担当者のほうで実際にそういう組合がどれぐらい自己負担をしながら運営しているかをもうちょっと具体的に。私のところでたまたま5,000円ですから、ほかのほうはもっと少ないかもしれません。

ただ、何年か前に、三陸はるか沖地震のときに、今の南小学校がテレビを見られないという、先生から苦情が来たんです、私のところに。あの震災が起きているときにテレビが見られない。テレビが映らないんですよ。その後、私はその組合と話をしながら、役場にもお願いして、今、教育委員会の予算計上に沢田田向組合に対する負担金が予算計上しています。そういう状態なんです、実際に。そこでつながらなければ、肝心のテレビは見られない、情報を得られないということですから、これはもう日常生活において欠かせないことですから、私たち

はその共同受信設備が必要なんですけれども、そこにかかる経費については、さっき町長は将来の直すほうの金は検討しますと言ったけれども、実際それよりも私のほうは逆に日常、毎日見るための費用というのを負担してあげたほうが、実際にはそこに住んでいる人から見ればありがたいのかなと思いつつ質問していました。その辺のもう一つ考えをお聞きしたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、最初の県道の要望でございますが、他の路線につきましても今まで同様、しっかりと要望してまいりたいと思いますし、特に野場地区でございますが、先ほど過去の例、経緯をお話しさせていただきましたが、そういう中において私も今、野場地区の方々ももう以前と違ってやっぱり道路の拡幅は必要だと、そういう考えでいますので、何とかまず早い着手に向けてお願いをしたいという経緯もお話しさせていただきました。

そしてまた、野場地区の今の現在をそのままの拡幅ですと、野場の最後のほう、急なカーブになって橋を越えるわけですけれども、あそこも右側、かなり高台になってますし、相当な工事費になる。しからば、今の現在の左側のほうをバイパスにして、現在の橋を越えて左に大きく曲がって、そこからは道路が広がっていますので、そこにつなげるほうが理想的じゃないかという、そういう具体的な話もさせていただいておりました。

いずれにしても、中館議員が心配しておりましたそれぞれの地区と地区の方々の方が責任をお互いにするという、そういう状況にはしないように、町側でしっかりとこれからも要望して早い実現にこぎ着けるように努めてまいりたいと思っております。

それから、難視地区でございますが、担当課長のほうからも答弁すると思いますが、それぞれの負担が幾らなのか、分かれば今答弁させますし、分かっているなければまた後でという中で、先ほど私のほうも維持管理費、修繕、そういう部分には検討させていただきたいというお話もさせていただきましたが、これ1回、何人、難視地区の方々、何軒あるのか、そしてそれぞれの地区の方々、中館議員もおっしゃっているみたいに地区によって恐らく負担金が違うだろうと。その金額も調査をさせていただいて、冒頭も申し上げました、あくまでも公平性でなければならないと思っておりますので、難視地区じゃない方は負担がない、難視地区の方は負担があるということは、我々も財政的なもので全額まで可能かどうかと、そういう部分も含めて数字を1回出して見て、そして検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いた

します。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） 難視組合さんの負担の額でございますが、全ての組合さんが、各世帯が負担しているかというのは把握しておりませんが、お話を一部の組合さんに伺ったところ、中館議員さんが加入されている組合さんよりも多く負担されている組合というのもあると伺っております。

全て把握しておりませんので、先ほど町長が話しましたとおり、これから組合さんの現状を把握しまして検討させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） それでは、私から投票率の関係でお答え申し上げたいと思っております。

まず、議員が先ほどご案内しましたとおり、投票所の減というところにつきましては、議員全員協議会等でもご説明申し上げましたが、投票所の減のそこに加えて、南部町の期日前投票所3か所のどこでもできるというような形のその利便性を高めたということと、そのほか、現在、町で運行しております里バスでありますとか、他目的バスをご利用いただいているというようなことで、その組合せでそのような形を取らせていただいたのが過去のことでございます。

そして、これからの投票率ということでございますが、まず投票率の向上策としまして、大体、取組としましては大きな事例で申し上げますと、共通投票所の設置というのがあります。どこの投票所でもできるというか、どっかのところに行けば誰でもできるということがございます。そのほか、よくある大型商業施設への投票所の設置、そしてあと先ほど議員からご案内のあった投票所への移動の支援という大体大きく分けてそのような方法があるわけですが、当町で申し上げますと、期日前投票所を3か所どこでもできるということにしたのが、これがまず共通投票所の設置というような趣旨でやっているものでございます。

そのほか、以前の参議院選挙のときにやりました、投票に来た方に割引券をお配りして、お

店で使えるようなものを配ったというようなこともございます。

そして、田子町の例ですけれども、これは移動支援でございまして、前々回の参議院選挙のときにタクシーを利用して、投票所に行くのが厳しいという方に対して事前登録制でやったということがございます。あのときは恐らく利用者が三、四人だったと記憶しておりますが、ただ、そこで何が必要かといいますと、我々が行いました割引券の配布、そして投票所へのタクシーでの送迎ということ、これはいろいろなご意見がございまして、いろいろなご意見があるということで、選挙についてその話題を提供して、選挙について考えていただくと。そのような形で報道されることでのPR効果というのも、相乗効果も狙ったものでございます。

これから今後の投票率の向上に向けましては、今現在の町民の方々のニーズをしっかりと把握しまして、それに沿った形で町でできることというのをしっかりと考えてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 県道、投票率のほうは一応検討されていることに対して理解いたしました。

最後にもう1回、難視地域です。さっき言ったように総務省のほうで検討したところは恐らく負担金が、全部そちらでやるということでも組合には負担をかけないということになっているようなんですよ。ですから、地上デジタル放送が始まるといったときに設立した組合がこういう組合をつくって、こういう機器を自分たちで負担するという条件がついたものですから、各組合、そういう形でやっていると思います。

ただ、私もさっき言ったように、例えば火事が1件起きると二、三十万円の金がかかります。ワンスパン全部貼り替えなければ駄目だということですから。それから、雷、三戸地区では多くあるようです。雷がもう相当来て壊れる。中のテレビが壊れたのは個人負担です、私たちのほうも。ただ、途中の器具については組合で直しましょうということで、過去2回そういう事例があって、テレビが映らない、機械が壊れている。すぐ対応して、それは組合の役員の方が対応しながらも一生懸命やっているんですけれども、そういうことがあるものですから、ぜひ、今、財政課長も各組合の状況を調べた上でということですから、その辺は大変ありがたいことですが。

それから、もう一つ、さっきちょっと言いましたように、独り暮らしの方々がいますので、早めその辺は対応していただきたいと思います。私たちのほうも65名の組合で、6地区全部例えば地名あげているんですけども、妻ノ神、鍋倉、青鹿、長畑、杉沢は全部1つの組合で組織して、65名の組合でやっています。ですから、その中にやっぱり独り暮らしでテレビがなければもう駄目だというお年寄りがいるんですよ。だから、そういうところで実際に生活していますから、ぜひ早急にひとつその辺の検討に入ってくださいことをお願いして、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

（午前10時55分）

---

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

---

○議長（夏堀文孝君） 一般質問を続けます。

1番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

（1番 工藤愛君 登壇）

○1番（工藤愛君） 質問に入ります前に、一言御礼を申し上げます。

令和3年3月の定例会において、第100回という節目の議会にもかかわらず、私事、出産のため欠席をさせていただきました。公務が果たせない自責の念にも駆られましたが、多くの方から「体を大事に」と温かい言葉をかけていただきましたこと、心より御礼申し上げます。安心できる出産とは、周りの方の精神的なサポート、これが大きな力だと実感した次第です。本当にありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、1つ目の質問はバスの利便性向上についてです。

高齢者人口が約40%を占める当町では、住民に自助力を発揮してもらうため、バスの役割が

ますます期待されます。また、交通安全の観点からも、高齢者にとって利用しやすいバスになるよう早急な改善が必要と考えます。

このことは、令和2年度総務企画常任委員会においても調査対象となり、私が質問したいことと同様の提言がなされております。改善に向けて検討されていることとは思いますが、一刻も早くという思いがあり、3点質問することといたしました。

まず、質問の意図についてお話しさせていただきます。

高齢者に限らず、自家用車以外の交通手段があることは、悪天候や体調不良での無理な運転を避けることができ、交通事故の抑止につながります。町では運転免許の返納による町内運行バスの無料という特典を行っていますが、果たして有効に活用されているのでしょうか。私の実感といたしましては、運転免許を返納するほど、身体的、精神的に不安のある方は返納後にご自分の力でバスの利用を始めることは既に難しい状態であると考えます。したがって、バスの利便性を向上し、例えば悪天候のときや冬の期間はバスを使えばいいというように、自家用車とバスを併用できる環境が望ましいのではないのでしょうか。

また、住民の命と健康を守るためには、毎日の食料品購入、医療機関の受診が欠かせません。これらの施設は民間であっても極めて公共性が高いと考えられます。高齢者や体に不自由のある方が自分の力で買物や通院を行うことができる、このような環境をつくらなくてはけません。

現在のバス停は、国道や県道、町道を走る路線バスのバス停と併用している箇所もあり、目的の店舗や病院へ行き着くまで長い距離を歩かなくてはいけないところがあります。道路横断の際に高齢者が車と接触する事故が起きていることから、体に弱さを持つ方にとってはバス停からの距離が大変な負担となっています。

また、町民からはこんな声も聞かれました。「町内運行バスの時刻表は全世帯に配る必要があるのだろうか。毎年立派なものをもらうが、利用したことがなく、もったいないと感じる」とのことでした。同じような例で、高齢者の入浴無料券があります。町では毎年65歳以上の方に入浴券を送付しています。しかし、その利用率は30%前後と低い数値です。これもバスの時刻表と同じく、券の発行や発送にかかる経費を考えると、多くの部分が利用されずにいることはもったいないと言わざるを得ません。例えば、高齢者と一くくりにせず、健康状態が悪化しやすい75歳以上の方に限り、入浴券や年間定額のバス券を発行する等、よりきめ細やかな対応を行うことはできないのでしょうか。

以上のことから、次の質問をいたします。

1つ目、町内を走行しているバスの利用実績は、年代別、季節ごとにどのような特徴があるのでしょうか。

2つ目、医療機関や食料品販売店等、住民の命に関わる場所では入り口の前でバスが発着するようなルートに変更できないのでしょうか。

3つ目、免許証の自主返納をせずともバス利用を促すには、年間定額運賃が有効と考えますが、導入の見込みはいかがでしょうか。

続いて、2つ目の質問です。学校統廃合に合わせた少人数学級の実現についてお伺いします。

「子育てに優しい町」づくりに当たって、充実した教育環境の整備が望まれます。統廃合に向けての説明会では、保護者から少人数学級の実現を望む声が複数上がっていました。

学校統廃合で1クラスの人数が増えることは、行事やスポーツに活気が出る一方、個々の進度に応じた学習支援やクラス替えによる人間関係の再構築機会の減少など、心配な要素も含まれています。個性に配慮したいじめのない学級経営、多忙を極める教員の負担軽減の観点から、少人数学級の実現が必要と考え、3つの点から質問させていただきます。

周知のとおり、国ではこのたび法改正を行い、小学校2年生から5年生までを5年間かけて現在の40人学級から35人学級へと変更することになりました。コロナ禍で必要となった「密を避ける」という観点が一種の引き金になったかとは思いますが。

当町では、昨年度の総合教育会議において、令和5年度から町内の小中学校が現在の12校から6校に統合することが決定しました。一緒に学ぶ子供の数を一定数保証することで、幅広い教育活動の実施、豊かな人間関係の醸成という観点から必要な決断であったと感じています。

しかし、国・県基準のまま学級編制を行うと、統合後は定員間際の学年が発生します。補助教員がついたとしても、子供を育てる責任、保護者対応は主担任が引き受けることになり、その負担増加のしわ寄せは子供に行きます。

当町では、近隣町村の中でも手厚い子育て支援、そして移住促進政策を行っています。特に、今後も格安な土地の分譲による町外からの子育て世帯の移住を促す上で、町独自の少人数学級の設定は大きな魅力になるものと考えます。

そして、統合準備委員会についてです。統廃合検討委員会の構成員は、専門家、地域の代表、保護者の代表等から12名が選定されておりました。しかし、その構成員について、一般に公表される機会はなかったものと認識しております。我々議員もそうですが、代表者として発言するためには、私見だけではなく、様々な立場にある方から話を聴く必要があります。どの

親も自分の子供のためによりよい教育環境をつくってあげたい、自分の意見は反映されているのだろうかということが大きな関心です。

今まさに当町において子育てをスタートさせた若い世代の親たちが学校の統合を希望と捉えられるような施策を望み、次の質問をいたします。

1つ目、統廃合により、学級で主担任をする教員数は町全体でどのぐらい減少するのでしょうか。

2つ目、国や県の基準を上回る手厚い学級規模にする意向はないのでしょうか。

3つ目、学校統合準備委員会の構成員について、住民に公表し、意見を集約すべきと考えますが、その意向はいかがでしょうか。

以上について、町長並びに関係各位の答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

答弁の前に、工藤愛議員につきましては、母子共に健康で無事に出産できましたこと、心からまずお祝いを申し上げたいと思います。

それでは、道路運送法第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を得て、主に南部地区と福地地区を運行している「南部町多目的バス」と、同法第78条に規定する自家用有償旅客運送事業の許可を得て、主に名川地区を運行する「なんぶ里バス」の2種類のコミュニティバスを運行しております。

まず、利用実績についてのご質問であります、「南部町多目的バス」と「なんぶ里バス」の昨年度の利用者数を合計しますと、延べ9万7,738人となっており、1日平均269人の方に利用されております。

平成29年4月からは、運転手による乗降調査を毎日実施し、バス停ごとの乗降者数は把握しておりますが、年代別、男女別などの属性調査については、正確に行うことが難しく、実施していない状況でございます。

季節ごとの利用者の特徴につきましては、児童生徒が夏休みとなる7月から8月、冬休みとなる12月から1月、春休みとなる3月に、僅かに減少があるものの、年間を通して平均的に利用されている状況でございます。

次に、医療機関や食料品販売店等、住民の命に関わる場所では、入り口の前でバスが発着するようなルートに変更できないかについてのご質問でございますが、近年、過疎化の進行や少子高齢化が進む中で、全国各地でコミュニティバスやデマンドタクシー、さらにはNPO法人などによるボランティアの有償運送など、多様な移送サービスや輸送手段の確保が進んでおり、これらは通院や買物など、地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしてきております。

また、その運行に当たっては、地域の多様なニーズを的確に把握するとともに、安全かつ安心な運行を提供することが絶対条件であると考えております。

そのため、バス停の位置につきましては、交通空白地帯を調査、把握した上で、国道、県道、町道の各道路管理者や交通管理者である警察とも協議を行い、乗降客のほか、歩行者や他の通行車両にとって安全な場所を選定しておりますので、議員ご質問のように、病院や店舗の入り口のすぐ前とはいかない場所もございます。

しかし、できる限り利用者の希望に沿ってまいりたいと考えておりますので、利用者から具体的な要望などがあつた場合には、関係機関と協議し、要望に沿えるよう見直しを行っている状況でございます。

今後、さらに高齢化が進み、交通弱者が増加していくことが予想されますので、バス停の位置については、利用者の視点に立ち、引き続き対応してまいります。

次に、年間定額運賃の導入についてお答え申し上げます。

町が運行するコミュニティバスの運賃は、1乗車100円を基本としており、身体障害者手帳などをお持ちの方は半額、中学生以下及び運転免許証を自主返納された方で運転経歴証明書をお持ちの方は無料としております。

さらに、一昨年4月から、岩手県北自動車が運行する路線バスについても、町内区間内1乗車100円、中学生以下は無料としているところでございます。

地域のコミュニティバスや路線バスの再編及び利便性向上に関することにつきましては、八戸圏域公共交通活性化協議会で検討を行っております。その中で、新聞などでも報道されましたSuica機能を搭載した地域連携ICカードの導入について議論が交わされており、ICカードにどのような機能を搭載するのか、定期券などを含めた割引運賃や乗車ポイントについてはどうするのかなど、様々な話合いが行われているところであります。

ICカードにつきましては、八戸圏域構成市町村の動向も踏まえながら、利用者の利便性が向上するよう、年間定額運賃も含めた機能について引き続き検討を進め、内容が決まり次第、

町民の皆様にお知らせし、普及に努めてまいりたいと考えてございます。

工藤愛議員からありました、それぞれ医療機関、買物等の場所ということでございますが、バスの運行形態によっては駐車するだけじゃなく、中に入った場合は一周回らないと入ることができないとか、いろいろ規制もありますし、あと入浴券のお話もありました。バーデハウスにつきましては、定期的に無料バスも運行しておりますし、四、五人の方々が申込みをするともう直接迎えにも行くと。こういうことも行っておりますので、いろいろ我々も工夫しながら、そして今申し上げましたＩＣカードの導入を、これは恐らく三八地区、連携中枢都市圏共通で行うことになるだろうと思っておりますが、そういう中でどのようにされていくのか、そういう部分も検討しながら、できるだけ利便性が高まるような努力をしてみたいと考えております。

次に、統廃合に関する件でございますが、これは教育委員会のほうから答弁をいたしますが、今一つ言えるのは、少人数学級、理想的には20人から25人程度と言われているわけですが、私の時代は1クラス45人、46人の時代でしたので、その半分ぐらいになるわけですが、今の生徒児童数の計画でいきますと、教育委員会でもまた答弁しますが、小中学校、統合された場合においても、小学校、また、中学校においても1学級が25人以下、その人数でありますので、本当は少子高齢化、子供が増えてもらうためには25人を超えるぐらいになってもらったほうがうれしい課題でもありますけれども、今の数値は小学校、中学校ともに25人以下になる予定でありますので、その点につきましては少人数学校の中で授業を行うことができるのではないかなと考えております。

あとは教育委員会のほうから答弁いたします。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 次に、私のほうから学校統合に合わせた少人数学級の実現についてお答え申し上げます。

まず、統合により、学級で主担任をする教員数は町全体でどのくらい減少するのかについてありますが、令和3年度と統合する令和5年度を比較しますと、小学校では、南部地区は11学級が6学級となりますので、主担任は5人の減少、名川地区は15学級が10学級となりますので、主担任は5人の減少、福地地区は15学級が9学級となりますので、主担任は6人の減

少、町全体で見ますと41学級が25学級となりますので、主担任は16人の減少となります。

続いて、中学校では、福地地区は6学級が6学級と学級数の増減はないため、主担任の増減はございません。

次に、国や県の基準を上回る手厚い学級規模にする意向は、についてであります。先ほど申し上げました学級数と人数については、国や県の指針に基づき学級編制をしているものでございます。

このたび、国では公立小学校の学級編制につきまして、先ほど議員からありましたように、1学級の人数の上限を40人から35人に引き下げる法律が成立し、令和3年度から実施し、5年かけて1学級の人数が全学年において35人に引き下げられます。

今年度から完全実施となりました小中学校学習指導要領では、学習指導の充実として「主体的・対話的で深い学び」が提唱されておりますが、これを実現するためには、1学級の人数は20人から25人程度が最も効果が上がる人数だと考えております。

町における1学級の平均人数を見ますと、小学校では令和3年度は15.8人であり、統合後の令和5年度は24.5人、中学校では令和3年度は22.0人、令和5年度は21.3人となります。

町では、これに加え、各学校にスクールサポーターを配置し、よりよい学習指導体制を構築しており、今年度は小学校15人、中学校5人の配置としております。

今後も子供たち一人一人を大切に、一人一人が輝く教育を推進し、きめ細やかな学習指導や生活指導を行っていききたいと考えております。

次に、学校統合準備委員会の構成員について、住民に公表し、意見を集約すべきと考えるがその意向は、についてであります。工藤愛議員ご案内のとおり、準備委員会で協議した内容については、教育委員会で準備委員会だよりを発行し、地区ごとに周知したいと考えております。また、地域の方々の意見をできるだけ取り入れ、統合に反映させるためにも、委員の氏名も公表し、協議内容やプロセスの見える化を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

まず、バスについてですが、非常に道路の法律というのは難しいというのは、自分自身も事業をやりながら実感しております。バス停を変えるというのは難しいということも実感とし

ては感じております。

ただ、やはりバスを利用する人が年間平均で269人ということでしたけれども、往復するとすれば大体100名強の利用があると。しかも年間を通じてということは、特段、私が先ほど質問の中で言ったように、例えば冬の間だけはバスを使おうとか、そういう方は今のところはあまりいらっしやらないのかなと。バスの方はずっとバス、車の方はずっと車というのが現状なのかなと。ただの推測ですけれども、そのように思います。

なので、そうではなくて、やはり冬期間、特に事故が起こる季節ですので、もっと利用しやすいように、雪に当たるのが嫌でやはり自家用車を使ってしまうと。そういうことのないようにやはり検討は進めてほしいと、そのように思います。

今、ご答弁の中でバス停の位置等、声があった場合には対応を検討していきたいというふうに町長はおっしゃっていましたが、実際にそういう声は上がっているのでしょうか。実際、住民は思っている、特に高齢の方は訴えるすべを持っていないわけですよ。そういった場合にキーパーソンになるケアマネジャーとか、あとは病院のケアワーカーさんとか、そういう方がどういう状況でバスを使っているのかというのを把握しているわけですので、そういう方に聞き取る機会をぜひ持っていただきたいと思いますが、そういう行政間のつながりはあるのでしょうか。その点をお聞かせください。

あと、バスについてもう1点。ICカードの導入の話がありました。私もこのニュースを新聞で読んだときに、ああ、すごく便利になると。ただ、八戸だけの話かと思っていましたので、担当課に聞いたらこっちの地域もだということで、非常にうれしいなというふうに思ったところです。具体的に何年後ぐらいの、まだ確定の日には決まってははいないとは思いますが、大体何年後ぐらいには使えそうだという見通しがありましたら教えてください。

次に、学校に関してです。まず、統合後の人数が平均して大体25人前後になると。この数字を聞くと本当にうれしいなと。平均するということですが、非常に望ましい教育環境に近づいているんだと思います。

ただ、細かく見ると、学年によってやはり35人学級が実現するまでのほんの数年間であったりとか、あとは例えば今後も移住政策が奏功して学齢期の子供たちが増えた場合に、そのぎりぎりのところで34人学級になるとか、そういう状況が起こる可能性を非常に秘めているというふうに私は学級人数を見て思っています。

なので、例えばですけれども、35人学級という終わりが見えていることですから、国の措置が始まるまでの期間だけでもそのクラスに関しては35人学級を先行して行うとか、そういう手

厚い方法ができないものかどうかと思います。

お聞きしたいのは、説明会でたくさんの意見が保護者や地域の方から上がっていたかと思いますが、それを町として集約して、どの点で生かそうと思っているか、今のところで決まっていたら教えてください。

また、学校統合準備委員会のお話がありましたが、その委員の選定に関してもう済んでいるかどうか、委員会はいつ頃からスタートするのかどうか、日程的なことが決まっておりますらお知らせください。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず、バス停移動の声はあるのかというご質問でございますが、バス停の移動、それから新設につきまして直近の事例をご紹介します。

この議会場でご提案いただきましたひろば台団地のバス停、これにつきましてはバス事業者、それから道路管理者、警察と協議をいろいろしまして、令和2年4月1日から新たにひろば台バス停というのを新設してございます。

それから、現在調整中の事案でございますが、ゲートボール場バス停というのがございまして、ゲートボール場を利用されている方から「もうちょっと入り口のほうにバス停、近くなれないかな」という要望を受けております。これにつきましては、道路管理者と警察と調整をしているんですが、本人、利用者の方から希望があった場所がどうしてもどちらからも許可が出ないということで、さらにちょっと違う場所に動かせるか、今調整している最中でございます、そのような状況でございます。

これらのバス停の移動につきましては、町で地域公共交通会議というものを設置してございまして、町の利用者の代表の方ですとか、今申しました道路管理者、警察の関係者などが集まって検討する場がございまして、ここに諮った上で国のほうに申請してやるという手順になっておりますので、「はい、すぐなります」というふうにはなかなかいかない部分もございしますが、要望があった場合はできるだけ要望に沿えるように今後も調整してまいりたいと思っております。

それから、ＩＣカードの導入の見込みでございますが、現在予定しておりますのが来年の4

月からＩＣカードを導入できるように進めております。その中身は現在詰めている最中でありまして、どのような活用方法があるのかというのが、町長も答弁したように八戸管内の全町村で協議をしている最中でありまして、なかなかまだ公表できるものはございませんけれども、決まり次第、ＰＲしていっぱい導入できるようにしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） ２点についてお答え申します。

１点は、平均は25人前後になるんですけれども、統合しても1学級、2学級にならなくて、1学級の場合は多くて39人のところがあります。それにつきましては、実は答弁のとき、国の学級の人数35人になると申し上げましたけれども、県では「はぐくみっこプラン」というのがありまして、青森県では上限を33人と決めております。ですから、1学級が39人、35人学級の前の39人で実際は33人ですから、6人オーバーしているわけです。その6人オーバーしている場合は、県から非常勤講師が1名配置になりますので、その分、手厚い指導ができると思えます。町ではフルタイムの教員はちょっと財政的に難しいですので、先ほど申しましたスクールサポーターで対応したいと考えております。

それから、先ほど申しました33人学級ですけれども、例えば2クラス以上になりますと、最高限度が33人です。2クラス以上、3クラス、4クラスになりますと、34人という学級はございません。これは県の施策になります。先ほど答弁で触れなかったのは、統合しても青森はぐくみっこプランに適応する学校は南部町ではございませんでしたので、先ほど答弁では差し控えさせていただきました。という制度が青森県にはありますので、県の制度を使って指導していきたいと考えております。

それから、2つ目は統合準備委員会のことですが、各地区とも第1回目の統合準備委員会は5月の末にもう終了しております。統合準備委員会は3つの部会に分かれていて、総務部会、学校運営部会、それからＰＴＡ部会と。総務部会は各学校の代表、ＰＴＡの代表、地域の代表と。これが核になりますので、学校運営部会、それからＰＴＡ部会で決まったことを総務部会に諮って決定するということです。ですから、学校、ＰＴＡ、地域の方々が全て含まれておりますので、そして先ほど申しました準備委員会だよりを発行して、そのメンバーも

それに公表しますので、地域の方々が気がついたことを学校、PTA、地域の方々に話をし、そしてその話をした内容を各部会で話をし意見を取り入れていくという形を取っております。

ただし、全て意見が出たからといって、それを取り入れるわけにはいかないと思いますので、多いところは3地区が一緒になりますので、私はできるだけ各地区のよいところを残すように話し合いをお願いしますという統合準備委員会で話をしておりますので、集約される学校だけじゃなくて、集約される学校のよい点もできるだけ残してほしいという話はしております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

では、学校のほうについてあと何点かご質問をいたします。

まず、先ほど再質問した説明会において出た意見をどのように認識しているかということに関して、まずもってまとめていないというか、なのか、統合準備委員会のほうに引き継いで終わっていますということなのか、お知らせいただきたいと思います。

といいますのも、私も説明会のほうに参加させていただいた中で、やはり心配事の大きなところはその学級規模のことと、それからスクールバスのことだと思っています。今まで歩いて通っていた、親が送迎をする必要がなかったというところに、送迎をしなければいけなくなる。特に冬ですね。あと、男女の別はないかもしれないですけども、特に女の子を持つ親御さんなんかは心配なのは本当に感じております。その点について特段のご配慮をいただきたいというふうに思っておりますが、スクールバスの増便等ですね。その辺について検討されているのかどうか、教えてください。

また、統合準備委員会の便りを出すということですが、どのぐらいの頻度で出すつもりなのかというのをお知らせください。

それから最後に、統合するということを公表したことを受けて、町では小学校を最寄りの学校ではなくて、各地区のどちらかの小学校にどちらでも進学していいですよというふうに通知を出されていらっしゃいました。それでもやっぱり説明会のときでも、最初は令和4年度からというふうに公表して、公表というか、まず案として出していたものですから、保護者によっては保育園で一緒だった子供たちが一旦ばらばらになっても、またすぐ一緒になるんだよとい

うふうに話したのが、またばらばらになるのかということで、そのような不安を抱えている保護者の声が実際に上がっていたと思います。

なので、この措置によって本来の学区ではない学校、統合後の学校に入学されたお子さんというのが実際、今年度どのぐらいいたのか、もし把握していらっしゃいましたら教えてください。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 学務課長。

○学務課参事（中村貞雄君） お答え申し上げます。

まず、1つ目の説明会においてのまとめについてどのように生かしていくかということですが、これは統合準備委員会のほうでこのような意見が出ていましたということでお知らせをしまして、協議の参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、スクールバス等、通学に関しては、これは本当に保護者の方々も非常に考えるところであると思います。統合準備委員会では、1回目は概要説明で終わりましたが、2回目からは早速このスクールバス等、通学に関して各地区で話し合っていくと。このような体制となっております。

それから、この準備委員会だよりの発行の回数でございますけれども、会議が終了しましたら、それをまとめまして、その都度発行してまいります。第1回目の発行につきましては、6月9日を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） スクールバスのことにつきまして、私のほうから補足させていただきます。

町長の答弁にもございましたが、現在、町では道路運送法の第4条によるいわゆる緑ナンバーのバスと同法の第78条による白ナンバーのバスによる運行というのをやっておりますが、来年4月からは全て緑ナンバーのバスにする予定で、ルートの設定などを今調整している最中でございます。

その後、学校が統合になりました再来年の4月からは、その緑ナンバーのバスで子供さん方の登校、下校をどこまでカバーできるか、どのような運行ルートが想定されるのか、そのルートを運行するには何台車両が必要なのか、その車両を運行するために南部バスさんのほうで運転手をその分確保できるかどうかというのを現在バス会社と調整をしている最中でございますので、可能な限りこの緑ナンバー化されたバスに集約はしたいと今のところは考えておりますが、その辺、今のスクールバスの運行形態のほうがいいのかどうかということも含めまして、これから私どもと教育委員会とで調整をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 学務課長。

○学務課参事（中村貞雄君） 申し訳ございません。1つ答えておりませんでしたので。

入学に関してのことについてですが、本来であれば地区ごとにその学区というのがございまして、その学区の学校に通うというのが一つ基本的にはございます。

ただ、今は統合も控えておりますので、例えばチェリータウン桜場に住まいを持ったんですが、剣吉小学校に通わなくてはいけないのでしょうかというふうなお話も実際にございます。

教育委員会では、その決まりを少し変えまして、そのような事情がある方については、これから中核になるその学校に登校できるという部分をつくりまして、それで対応しているところでございます。具体的な人数については、そう多くはないのですが、実際にあってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 統合準備委員会の開催の頻度も質問がありましたけれども。年に何回とか。学校課長。

○学務課参事（中村貞雄君） 統合準備委員会の準備委員会だよりは、先ほども申し上げましたとおり、準備委員会が行われた後に、その後にまたその号を発行していくと。ですから、期間に何回かではなくて、その会議が行われた後に報告というような形で皆様のほうにお知らせをしていくというような形を取っていきたいと思っております。

○議長（夏堀文孝君） 会議自体が1年に何回開かれるとか、次がいつとかという、そういう

決まりはしていないということなんですか。教育長。

○教育長（高橋力也君） 会議の回数ですけれども、別段決まっておられません。先ほど申しました準備委員会、つまり総務委員会は先ほど申しました学校運営部会とPTA部会で決まったことを話し合うというのが総務部会ですので、年に何回行うというようなことは決まっておられません。

学校運営部会は、いわゆる教育目標とか運動会をいつにするとか、そういう校内のことを話し合いますので、これも決まっていないんですけれども、長期休業中に開催したほうが先生方として時間があるだろうということで、回数は決まっていないんですけれども、二、三回程度になるのかなと。PTA部会も今年度中は数は決まっていないんですけれども、二、三回になるのかなと。来年度、教職員も人事によって替わりますので、本格的な会議は来年度になってからというふうに考えています。

この準備委員会の完了時期は、来年の12月をめどに完了したいと考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

(午前11時54分)

.....

○議長（夏堀文孝君） 休憩を解きまして、会議を再開します。

(午後1時00分)

.....

○議長（夏堀文孝君） 一般質問を続けます。

4番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

(4番 夏堀嘉一郎君 登壇)

○4番（夏堀嘉一郎君） 本日最後の質問となります。どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

世界的に大流行となった新型コロナウイルスは、現在、全世界各地でワクチン接種が行われており、我が日本もいよいよ医療や介護従事者を皮切りに高齢者に対するワクチン接種が本格化してきておりますが、一方では、オリンピックの開催問題やワクチン接種の副作用など、ワクチン接種に関する様々な問題を抱えている状況だと思えます。

私自身にも町民からそのワクチン接種について様々な疑問や不安の問合せがありましたけれども、5月18日の一般質問締切りの関係上、残念ながら今議会の一般質問の場では発表することができず、見送ることになってしまいました。ご了承いただきたいと思えます。

今回は、そのワクチン接種真っ最中の高齢者に関する介護保険料について質問いたしたいと思えます。

介護保険料の現状と対策に必要な高齢者の健康づくりについて（食生活と運動と休養）ということがございますけれども、そのことについて厚生労働省のホームページには次のように掲載されておりました。

高齢者の健康に関することとして、睡眠などによる疲労を回復する「休む」ことと、趣味など鋭気を「養う」という面を合わせた「休養」が重要とされています。また、高齢者になると家に閉じ籠もりがちになりやすいので、地域の中で触れ合いの場を提供する取組が必要であり、若い世代との交流の機会を持ちたいと考える高齢者が多い。さらに、おしゃれや身だしなみに気をつけたりすることが、生き生きと暮らすことにつながるとも言われています。

私は、高齢者の健康に関して、食生活と適度な運動が必要だというような感じで漠然と理解はしていたつもりでしたが、先述の休養ということについての知識はありませんでした。ですが、運動を適度にして、その疲労を回復させるために、しっかりと休んでもらうこと、そして趣味などの交流で鋭気を養ってもらうこと、そしてまた、おしゃれなどをして生き生きと生活してもらうことなどなど、私の生活と何ら変わりのないごく普通のことこそが高齢者の本来の休養であることを知りました。

その高齢者の休養事情を踏まえまして、当町について鑑みてみますと、町内にはその高齢者の健康づくりに理想的な施設がたくさんあるように思えますし、その中でも町を代表する次の施設などをより一層活用していくことが健康づくりに最も効果的であるように思えます。

旧南部町時代に剣道を主会場にして国体を開催したことのある南部町民体育館は、同規模の観客席を有する体育館施設としては郡内で唯一となりますし、海洋性レクリエーションをはじめとする自然体験活動などを通して青少年の健全育成と幼児から高齢者までの心と体の健康づくりを目的とした名川B&G海洋センターも郡内で唯一の施設となります。

また、健康増進公社バーデパークですが、その名のとおり、町民の健康増進を目的とした施設であり、また、県内外からも利用客も多く、いろんな人との交流が自然にできる施設となります。

これらいずれの施設も三戸郡内では無類の施設であり、その多様性のある空間で適度な運動と多種多様の趣味によって生まれる人との交流、また、その施設まで出かける際の身支度やおしゃれなど、張り合いのある生活環境を意図的に推し進めていくことが必要であると考えます。

さらには、町長肝煎りの条例である「鍋条例」を今この機にうまく活用し、高齢者の食生活の改善をしていくことができれば、より高齢者の健康が豊かになると考えられますし、また、青森県が推奨している塩分を控えただし中心の料理を当町では高齢者向けの健康鍋料理として打ち出して定着させれば、鍋条例の存在感が一段と際立ってくるものと考えられます。

以上のように、これだけの特有な施設と斬新で先進的な取組をしている自治体はほかにないと思われ、健康な高齢者を増やすためのベース自体は出来上がっていると思われ、この現状をどのように捉えていますでしょうか。

以前の議会において「健康づくり」というテーマで一般質問をさせていただきましたが、偶然にもそれが今回のテーマである高齢者の介護保険料の負担を減らすための回答ということになりました。

その議会のときからこれまで、当町における健康づくりの潜在能力が群を抜いて高いと私は感じておりますので、率先して青森県の短命県返上を成功させて、県内唯一のモデルケースになってほしいと今でも思っていますし、健康宣言を掲げている町としての心意気を今後も一方的になります。期待しております。

結びになりますが、介護保険料の制度開始当初は、5,000円が個人負担の限度とされていたようですが、現在の当町の65歳以上の負担額は県内で6番目に高く、月額7,400円となっております。少しずつ支払い能力の限界に近づいてきているようです。それについて、県内の他自治体からは、それぞれ健康な高齢者を増やすことが求められるとして、様々な対策をされているようですし、また、コロナ禍による一時的な介護保険料の減免措置に左右されることなく、当町も抜本的な改変を必要とするタイミングだと思われ、いかがでしょうか。

それでは、最後に質問を簡単にまとめまして終わりたいと思います。

県内65歳以上の高齢者が支払う介護保険料が県内の自治体で6番目の高さになっている当町の現状に関して、鍋条例などの先進的で思い入れある取組や健康施設を活用させる対策などが

必要だと思いますが、当町は今現在、何か対策を考えているのかどうかを伺います。

また、対策を考えている場合は、その内容を伺います。

以上となります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員にお答え申し上げます。

まず、介護保険料の現状と対策に必要な高齢者の健康づくりについてであります。65歳以上の町民に納めていただく介護保険料の基準月額7,400円は、青森県内の市町村と比較しますと6番目に高い保険料となっております。これは、一つは町内の高齢者施設の数が多くとも影響しているわけでありまして、高齢者サービスが充実しているということも言えることの一つでもあります。

介護保険につきましては、現在第8期になっておりますが、第8期においては第7期からの保険料据置きということで決めておりますので、行っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

また、要介護状態を防ぐためには、疾病の発症予防と重症化予防、フレイル予防、いわゆる虚弱予防でございます。そして介護予防が重要であり、町の要介護状態となる原因の上位を占める認知症、筋骨格系、脳血管疾患、さらには町民の死因の上位を占める悪性新生物、心疾患と併せ対策を講ずる必要があることから、これらの対策につきましては町の重点課題と位置づけ、健康づくり、介護予防に取り組んでいるところであります。

次に、「鍋条例などの先進的で思い入れある取組」、「健康施設を活用した対策」というご提案もございましたが、全年齢を通じて食育推進を図るため、鍋料理や郷土料理を掲載したレシピ本の毎戸配布、動画掲載サイトでの公開を行っているほか、昨年度、バーデハウス、町民体育館、名川B&G海洋センターに設置しました新しい運動機器を活用したトレーニング講座を今年度も実施してまいりますし、令和2年9月の第97回議会定例会でもご答弁申し上げましたとおり、町民の健康づくりにはバーデハウスのほか町内施設を有効に活用してまいりたいと考えているものでございます。

また、鍋料理でありますけれども、私は必ず鍋には野菜が入るだろうというふうに認識しておりまして、健康食の一つでもあると考えておりますので、運動施設といわゆる食育、これを

一つ一緒になって考えて取り組む必要が、効果が出てくるのではないかなと思ってございますので、鍋料理につきましては昨年、栗原心平さんの新たな鍋も出来上がりました。そういう部分もまたPRしながら、そして適度な自分の体力、年齢に沿ったいわゆる健康づくり運動、そういう部分を町民の皆さんにしっかりとPRして、健康づくりに取り組んでもらえるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。夏堀嘉一郎君。

○4番（夏堀嘉一郎君） 答弁ありがとうございました。

1点だけ。高齢者に対する健康づくりなんですけれども、具体的な対策があるのであればちょっとお答えしていただきたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） ただいま高齢者への健康づくり対策ということでのご質問でございました。

国のほうでは今、健康づくりも栄養面も含めまして、高齢者のフレイル対策のほうを行ってほしいということで、各自治体への展開を進めるように言っているところでございます。南部町におきましても、事業の初年度となる昨年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体実施ということで進めてございます。

フレイルですけれども、筋肉とかが衰える身体的なフレイル、あとは歯科口腔ですね、かめなくなったり、飲み込めなくなったりといったオーラルフレイル、あとは認知のほうも認知フレイル、あとは議員からもご質問でございましたとおり社会とのつながりがなくなることによる社会的フレイルということで、幅広いフレイル対策が必要になってくると思われまます。

その中で昨年度行ったものとしまして、大きく分けてハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチというふうに2つに分かれるものでございます。ポピュレーションアプローチというのが、広く一般的にフレイル予防が大事ですよということを周知するもので、こちらのほうは通いの場のほうへ出かけて、3か月間で体力の回復ですとか歯科口腔の状態の向上を図ったというものになります。そのほか、ハイリスクアプローチとしましては、例えば健診に行き再検査に行っていない人ですとか、あと病院にも行っていない、介護サービスも使ってい

ない、健診にも行っていない、そういうような人を抽出してご自宅のほうへ出向きまして受診  
勧奨ですとか、健診のほうを勧めたり、そういうこともしてございます。

以上になります。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。（「なし」の声あり）

これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月8日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会いたします。

（午後1時15分）

令和3年6月8日（火曜日）

第101回南部町議会定例会会議録

（第3号）



## 第101回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年6月8日（火）午前10時開議

### 第 1 一般質問

2番 松本啓吾

1. デジタル改革関連法成立に伴う、南部町におけるデジタル化の推進は
2. 南部町役場本庁舎の借受状況について

16番 川守田 稔

1. プレミアム商品券による経済効果の評価と地域通貨の導入について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工藤 愛君	2番	松本啓吾君
3番	久保利樹君	4番	夏堀嘉一郎君
5番	坂本典男君	6番	滝田 勉君
7番	西野耕太郎君	8番	山田賢司君
9番	八木田憲司君	10番	中舘文雄君
11番	工藤正孝君	12番	夏堀文孝君
13番	沼畑俊一君	14番	根市 勲君
15番	馬場又彦君	16番	川守田 稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課参事	久保田 敏彦 君	企画財政課参事	金 野 貢 君
交流推進課長	松原 浩紀 君	税務課長	下井田 耕一 君
住民生活課長	石橋 一史 君	福祉介護課長	戸室 正樹 君
健康こども課長	野月 正治 君	農林課参事	東野 成人 君
商工観光課長	北上 隆広 君	建設課長	松橋 悟 君
会計管理者	藤嶋 健悦 君	医療センター事務長	岩間 雅之 君
市場長	馬場 均 君	教育長	高橋 力也 君
学務課参事	中村 貞雄 君	社会教育課参事	佐々木 高弘 君
農業委員会事務局長	夏堀 勝徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	舘崎 あつ子	班 長	小林 京子
総括主査	坂本 裕昭		

---

◎開議の宣告

- 議長（夏堀文孝君） これより第101回南部町議会定例会を再開します。  
本日の会議を開きます。  
議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

---

◎一般質問

- 議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。  
これより通告順に順次発言を許します。  
2番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

(2番 松本啓吾君 登壇)

- 2番（松本啓吾君） おはようございます。

第101回南部町議会定例議会において質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今回、私のほうからは2点質問をさせていただきます。

1つ目に、デジタル改革関連法案成立に伴う南部町におけるデジタル化の推進について質問いたします。

政府が行政サービスのデジタル化に着手したのは2000年代初めであり、2001年には高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が施行されました。また、2015年には、個人番号、法人番号を活用した行政の効率化、国民の負担の軽減を目的とした、いわゆるマイナンバー法が施行され、2021年にはデジタル庁を創設することを盛り込んだデジタル改革関連法が成立しました。

行政機関等によって行われる行政手続については、オンライン実施を原則化する、いわゆるデジタル手続法が2019年5月に成立しました。デジタル手続法は、行政のデジタル化を進めるに当たっての基本原則として、個々の手続やサービスを一貫してデジタルで完結させる「デジ

タルファーストの原則」や、一度行政機関等に提出した情報を再度提出させないようにする「ワンスオンリーの原則」等が定められるとともに、「行政手続のオンライン原則」が規定されました。

マイナンバー制度は、それらの原則に沿った取組が実施されており、社会保障、税、災害対策の分野の行政手続においてデジタル化の中核の役割を担うと思われております。

社会全体のデジタル化の推進には、マイナンバーカードの普及をはじめ、住民に身近な行政サービス手続のオンライン化、行政業務のデジタル化が必要と考えますが、南部町において現時点でのマイナンバーカードの普及率と今後のマイナンバーカード普及への推進、また、行政サービス手続のオンライン化、行政業務のデジタル化整備に向けた取組はありますでしょうか。

2つ目に、南部町役場本庁舎借受け状況について質問いたします。

統合庁舎完成に伴い、令和4年4月から南部町役場本庁舎の空きスペースを起業家や一般企業等に事務所スペースとして貸付けを行いますが、現在の状況はどのようになっていますでしょうか。

また、コロナ禍によるテレワーク化によって、ふるさとへUターン移住する人も増えていますが、事業者への貸付けのほか、複数社で同じオフィスを共有する「シェアードオフィス」、いわゆるシェアオフィスとしての活用の考えはありますでしょうか。

答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本啓吾議員にお答え申し上げます。

まず、当町における現時点でのいわゆるマイナンバーカードの普及率についてであります。平成28年1月の交付開始から令和3年4月末現在までの累計交付者数は3,296人、交付率は18.4%と、私から見ると低い状況だと思っております。

また、今後の普及に向けた取組についてであります。出産や育児、就職、年金受給など、生活の節目の場面で今後ますます個人番号を活用することが見込まれますので、町の広報紙やホームページなどを活用して、町民の皆様に必要な情報を継続的に、また、定期的に周知してまいりたいと思っております。

さらには強化月間、そういうのも設ける必要があるかなと思ってございます。いずれにしても今後、免許証または保険証、そういうのもマイナンバーカードで一元化されていく様子になっていくのではないかとお思いますので、できるだけ多くの皆さんにマイナンバーカードを取得していただきたいと思っております。

デジタル化整備に向けた取組についてであります。議員ご案内のとおり、先月19日にデジタル改革に関連する5つの法律が公布されました。このデジタル改革関連法の内容といたしましては、1つ目が、従来の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、いわゆるIT基本法を廃止し、新たにデジタル社会の形成の基本枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進していくこととなるデジタル社会形成基本法、2つ目が、デジタル社会を推進するための組織を設置するためのデジタル庁設置法、3つ目が、マイナンバーカードの利便性の向上や普及促進、オンライン手続の推進、押印を求める手続の見直しなどによる国民の手続負担の軽減を目的としたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、4つ目が、希望者が緊急時の給付金や児童手当といった公的給付金の支給を受けるための預貯金口座と個人番号を登録することで、行政機関などが当該口座情報の提供を求めることができる公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、5つ目が、個人番号で管理される預貯金口座について、相続時や災害時に口座所在を確認できるようにすることで、預貯金者の手続負担の軽減を図ることを目的とした預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律があります。

以上、5つの関連法を基本として、デジタル社会の実現に向けた改革を加速させていくこととされているほか、地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築することで、行政運営の効率化や住民の利便性を向上させるための地方公共団体情報システムの標準化に関する法律も併せて公布されております。

町といたしましては、現在、新庁舎における新たなデータ保存・管理システムやタブレットによる会議ペーパーレス化などの導入へ向けた準備を進めておりますが、これらの法律の公布を受け、関係条例の整備を行うとともに、次期基幹システムの導入について、国の動向を注視しつつ早期に検討に着手するほか、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の観点に立ち、住民の利便性向上に資すると考えられるシステムなどについては、積極的に調査・研究を行い、導入してまいりたいと考えております。

次に、南部町役場本庁舎の借受け状況についてお答え申し上げます。

本庁舎の町長室や会議室など、13区画、合計806平方メートルを1平方メートル当たり貸付料年額2,000円と低額に設定し、昨年10月16日から募集をしております。

現時点で、議場を除く12区画、629平方メートルについて、個人や法人、各種団体合わせて9者を貸付者として決定している状況であります。

次に、「シェアードオフィス」としての活用の考えはあるのかというご質問でございますが、シェアードオフィスとは複数社で同じオフィスを使用するもので、同じような考え方として、コワーキングスペースのように異業種交流の視点も取り入れた形もございます。

働き方改革や新型コロナウイルスの影響など、働き方が多様化することに合わせて、シェアードオフィスの市場規模は年々増大していると認識しております。

そのメリットは、賃料のコストが抑えられることであり、本庁舎の貸付けにつきましては、町有財産の有効活用と起業家支援、定住対策の有効な手段として、低額の貸付料を設定し、募集しておりますので、大きな意味ではそういった側面もあるのではないかと考えております。

議場につきましては、床をフラットにするなど、改修工事を行うことで、シェアードオフィスとして貸付けすることが可能か検討してまいりたいと思っております。

おかげさまで議場を除いた全室が決定をいたしました。もちろん町内の方もありますが、町外からの事業主の方々も入る予定でございます。この議場はちょっと変則的な形でもありますので、まずは床をフラットにして、1者での活用も可能でありますし、状況によっては松本議員おっしゃられているようにオフィス、区画を分けて数人がまた活用できる、どちらのほうがいいのか検討しながら、できるだけ早くこの全庁舎が貸付けできるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。松本啓吾君。

○2番（松本啓吾君） 2番、松本啓吾。ご答弁ありがとうございました。

行政サービスのデジタル化だったんですけれども、町長もおっしゃったとおり、やはり国の動向を見て進めていくというのが、前向きに取組のほうも準備されているというのが分かって、すごくいいなと思っていました。

先ほどおっしゃったとおり、やはり町民にとっては給付対応等がデジタル化することによって簡素化または迅速になる、また、職員にとっては膨大な書類等の処理に時間がかからなくなりますし、そこが簡素化されることによって生まれる時間を住民サービスの改善や政策立案な

ど、質の向上につながると思われていますので、今、各市町村で使われている住民基本台帳とやはりここで違って国とのつながりがちょっと難しいということで、これからそこを一本化するという流れもありますので、そこを見ながら新庁舎ではもうそういう基盤ができているということなので、迅速な対応をしていただければと思っております。

また、あと本庁舎の貸付けに関しては、13区画中12区画というのも、また新しく事業を始める方とか、また、したいという方、やはりいたんだなというのが分かりました。現在のコロナウイルスの影響で、先ほど町長がおっしゃったとおり、リモートワークが普及しております。その中、東京などから移住して起業したいという人もおりますので、そういった方にまず新庁舎でもフリーWi-Fiのスペース等もありますので、そういった部分を通知して、移住の方のまたするきっかけの一つとなる、宣伝にはなるんではないかと思っておりますが、そういうものも盛り込んだ広告というか宣伝等もしていければと思っておりますが、そういったところはどうか考えでしょうか。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

○町長（工藤祐直君） まず、最初のデジタル化ですね。これはもう国のほうでデジタル庁を設置して本格的に動いていくということでもありますので、より一層スピード感を高めてデジタル化が進んでいくだろうと思っております。もうそれに合わせて、我々地方行政も遅れないようにやはり前向きに取り組んでいかなければならないと思っておりますから、特にマイナンバーカードが、恐らくもうそのカードがないとなかなか手間がかかるというふうな時代に入っていくと思います。

現在18.4%というのは、私とすればちょっと低過ぎると思っておりますので、やはり住民の皆さんにしっかりと理解、周知をして、そしてやはり今後デジタル化に向けて取得しておいたほうがいいと。このことをやっぱり町民の皆さんに理解してもらうことが大変大事だと思っておりますので、先ほど継続的に定期的にというふうに発言させていただきましたのは、やはり1回流してもう来るのを待つだけではなく、これでもか、これでもかというぐらい、今日は広報担当、総務課長もいますので、毎月でも私は流すべきだろうと。その中にまた特に強化月間みたいなものをつくって高めていくということが非常に必要だと思っておりますので、いずれにしても国の今後のデジタル庁の進め方がどういうふうになっていくのか、しっかりと注視をして、それに遅れないように町としても取り組んでまいりたいと思っております。

それから、本庁舎でございますが、残っているのはこの議場だけでございますので、いずれにしてもフラットにして、オープンに1回しないと次に進まないだろうと思っておりますので、それを行いながら、今は逆にコロナ禍によって首都圏だけでなく十分もう地方で仕事ができるということも増えてきていると思っておりますので、そういう部分を我々も前向きに捉えて、どのぐらいの区画が取れるものか、そこへできればもう何人かの事業主さんが来て仕事をしていただくという形が、多くの企業が来るわけですので、その一つの考え方と。ワンフロアで使いたいというところがあれば、これはそれなりの社員数を持った企業になるでしょうから、どちらのパターンでいくか、そのことを再度担当課とも協議をして、いい形になれるように進めていきたいと思っております。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。（「なし」の声あり）

これで松本啓吾君の質問を終わります。

次に、16番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（16番 川守田稔君 登壇）

○16番（川守田稔君） おはようございます。

私は、去年暮れに行われましたプレミアム商品券事業の経済効果について質問したいと思います。あわせて、地域通貨導入の件に関してお考えをお尋ねしたいと思います。

町当局は、去年暮れに実施されましたプレミアム商品券事業の経済効果について、どのように評価しておられるのでしょうか。

プレミアム商品券は全国的に広く行われている事業であることは周知のことです。しかし、その経済的効果についての検証においては、実施自治体それぞれに評価についての観点など、微妙に違っているようであります。当南部町ではどのような検証を行ったのでありましょうか。また、どのように評価しておられるのか、その手法などを含めご説明いただきたいと思っております。

プレミアム商品券事業については、住民にとっては好評であったなどという評価がある一方、その経済効果については業種ごとに効果の程度が異なるであるとか、制度設計次第では単なるばらまきになりかねないといったマイナスの側面を指摘する研究もあるようであります。

各実施自治体の産業構造などの違いから、一次的効果、二次的効果などの違いがそれぞれ違うのは当然のことです。プレミアム商品券事業を実施する主体の事業者が独自の財源で

行うのであれば、何ら問題はないのではないかと思います。ですが、税金が投入されるのであれば、実施自治体による経済的効果の事業分析が必要ではないのかという観点から質問いたす次第であります。評価手法などを含め、ご答弁、よろしくお願ひいたします。

次に、地域通貨を導入するおつもりはないかについてお考えをお尋ねいたします。

もう随分前のことでありました。30年以上も前のことだと思います。堀田力氏によって「ボランティア貯金」なる提言がなされました。文字どおり、ボランティア活動の代償としてポイントが付与され、蓄積することが可能であり、将来、自治体のメニューに従ってそのポイントを消費できるというものでした。政府も賛同し、具体的な検討に入るとのことでした。

ですが、その後、ボランティア貯金なる政府の検討内容がどのようになったのかを知りたいと思い、いろいろと調べてみましたが、何ら分かりませんでした。インターネットもまだない時代でした。それから随分たって、くだんのボランティア貯金が「エコマネー」などという概念に名前を変え、世の中で議論されているということに気がつきました。いわゆる地域通貨であります。

以前の視察で、新郷村の木の駅事業を訪れたときに、買い取る木材の代金を地域通貨で支払っているのですよと担当職員の方から伺いました。仕組みについてまでは詳しくは伺いませんでしたが、地域通貨導入についてはハードルが高いものと私は思い込んでおりましたので、意外に思った記憶がございます。

一定の金額をその自治体にとどめておく手段として、地域通貨導入は非常に有効な方法と私は考えます。

さきに述べたプレミアム商品券では、本社が町外にある事業所などでは最終的に利益や様々、ロイヤルティーなど、本社に移動してしまいます。経済効果の範疇としては、事業税ですとか固定資産税ですとか、そこに働く従業員の方々の賃金など、限定的であります。仕入れについても、仕入先が町外であれば仕入れ代金が町外に流出してしまいます。綿密な事業設計でカバーし切れない根本的な産業構造の条件が存在していると私は考えます。

地域通貨券の発行というアナログな方法もあれば、現在では既存のアプリをダウンロードする方法も一般的になっているようであります。決済端末とチャージ箇所を確保すれば事足りるほど、困難な事業展開ではないようであります。

昨日の質疑の中に、地域連携 I C カードが言われました。地域通貨と共有できる可能性があるのではないのでしょうかと私は思います。ぼたんカードとの共有も可能かと思います。また、町が発行するいろいろなポイントの配布にも有効ではないでしょうか。

また、木更津市のように観光客にチャージしてもらえば、いわゆる外貨獲得にもなります。観光客にプレミアムを付与すれば、地域通貨チャージの動機づけにも大きく影響するのではないかと考えます。仮に訪れた観光客がチャージ金額の全額を消費しなかったとすると、仮にです。残ったポイントを使いましょうかという2度目の来町を期待する動機づけになるのかもしれませんが。

南部町との関係人口の増加も期待できるのかと考える次第であります。

以上、ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員にお答え申し上げます。

まず、特別プレミアム商品券による経済効果の具体的数値と計算式についてのご質問であります。経済効果を分析する上で、産業関連表を活用した分析がございますので、その手法により算出した結果をご報告いたします。

計算方法ですが、前年度発行した特別プレミアム商品券は、1枚500円の額面で45万枚発行し、そのうち99.7%に当たる44万8,845枚の換金がございましたので、換金額2億2,442万2,500円を新規需要額という前提で計算いたしました。

この新規需要額を卸売や小売の商業部門をはじめ、飲食店や理容・美容業等の対個人サービスなど、37部門に分け、産業連関表の取引基本表にございます各部門の自給率を乗じ、それに産業連関表の逆行列係数を乗じて算出いたしますと、経済波及効果の総額は約3億3,200万円となるものであります。

なお、本年度も同様の特別プレミアム商品券の発行を計画しており、本定例会においても商工業費に50%のプレミアム分と経費分、合わせて8,424万8,000円の補正予算を計上し、ご審議いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

昨年の特別プレミアム商品券でございますが、50%増しということ、そしてまた、年末にかけての販売、非常に年末年始、どの家庭も経費が膨らむわけでございます。その時期に発行させていただきました。町民の皆さんからは、50%ですから、これはどなたもうれしいわけでありまして、大変喜ばれた、効果が十分にあったというふうに思っております。商工会のほうもいろいろ考えていただいて、今までの通常のプレミアム商品券は20%アップだったと思いま

すけれども、地元業者を優先というのもあって、そのときにはいろいろ、やはり若い方々はどうしても大型店で買物をする方々がほとんどでございます。そのプレミアム商品券、当時行ったときは、よく若い方々に、ほとんど八戸でスーパーで買物をするほうが多いという若い方々が多かったわけですし、今回の特別プレミアムは地元の業者も必ず購入してもらえる、そういうふうにしなから、スーパー、大型店でも買える、そういうのも効果が高かったのかなと思っております。

次に、プレミアム商品券の代替としての地域通貨の導入についてお答え申し上げます。

地域通貨は、特定の地域内で物やサービスとの交換に使用することができる地域限定の通貨であります。地域内の経済活性化を図ることを目的とするほか、地域内で共に助け合い、その対価として地域通貨による「お礼」として用いるなど、コミュニケーションの多様化や相互扶助の推進にもつながる有効な手段でもあると認識しております。

反面、導入や運用のコスト、通貨の適切な管理、利用者と利用可能店舗の継続的な確保など、様々な課題もございます。

近年、電子マネーによるキャッシュレス化が進行しており、地域通貨も従前の紙幣型や通帳型、小切手型から、電子マネー型が主流になっていくものであろうと思っております。

先ほど議員からは、ほとんどメリットばかりをお話しされておりましたが、いろいろな課題もやはりあるわけございまして、我々地方から見ると対応できる、いわゆる個人経営の小さいお店、そういうお店が非常に多いわけございまして、そういう方々がどのような対応ができるのか、やはり併せてデメリットということも考えていかなければならないと思っておりますし、特に高齢者の方々がプレミアム商品券と通貨型となったときに、やはり戸惑うのは高齢者の方々ではないのかなということも考えまして、今年度も昨年と同様の形で発行してまいりたいと、こう考えております。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。（「なし」の声あり）

これで川守田稔君の質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。  
なお、6月9日は午前10時から本会議を再開します。  
本日はこれで散会します。

（午前10時36分）

令和3年6月9日（水曜日）

第101回南部町議会定例会会議録

（第4号）



## 第 101 回南部町議会定例会

### 議事日程（第 4 号）

令和 3 年 6 月 9 日（水）午前 10 時開議

- 第 1 報告第 6 号 専決処分した事項の報告について  
(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（上名久井公民館  
建設工事）)
- 第 2 報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(令和 2 年度南部町一般会計補正予算（第 12 号）)
- 第 3 報告第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 第 4 報告第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について)
- 第 5 報告第 10 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産  
税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 6 報告第 11 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 7 報告第 12 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 8 報告第 13 号 専決処分した事項の報告について  
(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（新庁舎外構整備  
1 号工事）)
- 第 9 報告第 14 号 専決処分した事項の報告について  
(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（新庁舎外構整備  
2 号工事）)
- 第 10 報告第 15 号 令和 2 年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 11 報告第 16 号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について

- 第 12 議案第 49 号 南部町課設置条例及び南部町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 50 号 南部町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 51 号 南部町防災行政用無線条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 52 号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第 53 号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 17 議案第 54 号 南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 18 議案第 55 号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 56 号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 57 号 南部町いちょうホール条例の制定について
- 第 21 議案第 58 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第 22 議案第 59 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第 23 議案第 60 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第 24 議案第 61 号 令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 25 議案第 62 号 令和 3 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 26 議案第 63 号 令和 3 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 27 発委第 1 号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 28 陳情第 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
- 第 29 常任委員会報告
- 第 30 委員会の閉会中の継続調査の件

追加第 1 発委第 2 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	工藤愛君	2番	松本啓吾君
3番	久保利樹君	4番	夏堀嘉一郎君
5番	坂本典男君	6番	滝田勉君
7番	西野耕太郎君	8番	山田賢司君
9番	八木田憲司君	10番	中舘文雄君
11番	工藤正孝君	12番	夏堀文孝君
13番	沼畑俊一君	14番	根市勲君
15番	馬場又彦君		

欠席議員（1名）

16番 川守田稔君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課参事	久保田敏彦君	企画財政課参事	金野貢君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
住民生活課長	石橋一史君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	野月正治君	農林課参事	東野成人君
商工観光課長	北上隆広君	建設課長	松橋悟君
会計管理者	藤嶋健悦君	医療センター事務長	岩間雅之君
市場長	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課参事	中村貞雄君	社会教育課参事	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	夏堀勝徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	舘崎あつ子	班長	小林京子
総括主査	坂本裕昭		

---

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第 101 回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前 10 時 00 分)

---

◎報告第 6 号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第 1、報告第 6 号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（上名久井公民館建設工事）」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） おはようございます。

それでは、説明資料の 1 ページをお開き願います。

報告第 6 号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）」ご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものを、地方自治法の規定によりご報告させていただくものであります。

専決年月日は令和 3 年 3 月 15 日。工事名は上名久井公民館建設工事。工事場所は大字上名久井地内。契約の相手方は株式会社松本工務店、代表取締役、松本保築。変更前の請負代金 5,973 万円に請負代金の 3.66%となる 218 万 9,000 円を追加するものであります。

変更内容でございますが、外構工事におけるアスファルト舗装の追加、その他現地精査による増額であります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第6号を終わります。

---

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第2、報告第7号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南部町一般会計補正予算（第12号））」を議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、議案書の7ページをお開き願います。

報告第7号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

下段の処分理由に記載のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種事業費など、令和2年度一般会計予算を補正する必要が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

9ページをお開き願います。

専決第7号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第12号）は、第1条、歳入歳出予算の総額に321万6,000円を追加し、総額を160億3,102万8,000円とすることについて、令和3年3月30日付けで専決処分を行いました。

12ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正につきましては、2款1項のバスICカード導入事業及び3項の戸籍総合システム改修事業並びに4款1項の新型コロナウイルスワクチン接種事業について、年度内に事業が完了しない見込みとなったことから、事業費合計3,449万9,000円を翌年度に繰り越しして実施するため、繰越明許費に追加したものでございます。

18、19ページをお開き願います。

歳出から説明いたします。上段、2款1項13目基金管理費は、債券により運用している基金

の利子が予算計上額を上回り、24 節積立金に不足が生じたことから 210 万円を増額したものでございます。下段、4 款 1 項 3 目予防費は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種を行うため、非常勤の看護師の報酬や会場設営にかかる消耗品費、集団接種運營業務の委託料を追加で計上したほか、導入を予定しておりましたウェブ予約システムが不要となったことから関連する経費を減額するなど、合わせて 111 万 6,000 円を増額したものでございます。

ページを戻って、16、17 ページをお開き願います。

新型コロナウイルスワクチン接種経費の補正には、上段の 14 款 2 項 3 目衛生費国庫補助金 111 万 6,000 円を充当、基金積立金の補正には下段の 16 款 1 項 2 目の基金利子 210 万円を充当し、対応したものでございます。

以上のとおり専決処分したことについて、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第 7 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第 7 号は原案のとおり承認されました。

---

◎報告第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第3、報告第8号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） それでは、説明資料の2ページをお開き願います。

報告第8号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び関連する法令が令和3年3月31日に公布され、原則、令和3年4月1日から施行されることとなりました。これに伴いまして、町税条例等を改正する必要が生じたため、令和3年3月31日付で専決処分を行い、同日付で公布し、原則4月1日から施行したものでございます。

主な改正内容についてであります。1点目の個人住民税に関しましては、個人住民税の非課税判定における扶養親族の取り扱いの見直しが令和2年度に行われておりまして、国外居住親族を原則として扶養親族から除くこととされたため、個人住民税の均等割と所得割の非課税判定につきましても同様に取り扱うこととしたものであります。次に、セルフメディケーション税制につきましても、期限を5年間延長しております。なお、令和3年度の申告において本制度の適用を受けた申告者1名を確認しております。次に、住宅ローン控除の特例につきましても、期限が令和4年末まで延長されておりまして、これに併せまして所得税から控除しきれない税額を個人住民税から控除する期間も同様に延長しております。

2点目の固定資産税につきましても、土地の特例及び負担調整措置の期間の更新を行っております。これは、令和3年評価替えに伴うもので、固定資産税の特例措置と負担調整の適用期間を令和3年度から令和5年度まで3年間設定しております。また、負担調整措置により税額が増加する土地につきましても、前年度の税額に据え置く特別な措置も講じております。

3点目の軽自動車税につきましても、環境性能割及び種別割において軽減期間等の延長を行っております。まず、環境性能割につきましても、非課税対象車両の期限を令和3年12月31日まで9カ月間延長しております。次に、種別割につきましても、グリーン化特例の期限を営業乗用車に限定した上で令和5年3月31日まで2年間延長しております。

条例の施行日は、原則令和3年4月1日といたしまして所要の経過措置を設けております。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げます。承認を求めるものでござい

ますので、よろしくお願いたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第8号は原案のとおり承認されました。

---

◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第4、報告第9号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） 説明資料の4ページをご覧ください。

報告第9号「南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効することに伴い、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例を一部改正する必要性が生じたので、3月31日に

専決処分を行い、同日公布、施行したものでございます。

改正の概要につきましては、過疎地域自立支援特別措置法において、過疎地域として指定された市町村の固定資産税の課税免除が規定されておりましたが、法の失効後も令和3年3月31日までに新設または増設した対象設備について固定資産税の課税免除等を行えるよう経過措置を追加したものでございます。なお、現在、本条例が適用となっている納税義務者はございません。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第9号は原案のとおり承認されました。

---

◎報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、報告第10号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措

置に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(下井田耕一君) 説明資料の5ページをご覧ください。

報告第10号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて(南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」ご説明申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が一部改正され、令和3年4月1日から施行されることに伴いまして、南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例を一部改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分を行い、同日公布した上で4月1日から施行したものであります。

改正の概要は、法に定めます総務大臣から得る基本計画への同意の期限、いわゆる固定資産税の減免を行うことができる期限を令和3年3月31日から令和5年3月31日へ2年間延長したものであります。なお、現在、本条例が適用となっている納税義務者はございません。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。  
報告第 10 号は原案のとおり承認されました。

---

◎報告第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第 6、報告第 11 号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） それでは、説明資料の 6 ページをご覧ください。

報告第 11 号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

趣旨であります。国から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等を支援するための減免基準が昨年と同様に示されたことに伴い、国民健康保険税を減免するため所要の改正を行ったものでございます。

内容についてであります。細部は要綱で定めるものであります。ここでは国から示された基準全体の概要をご説明申し上げます。

まず初めに、減免の対象となる国保税についてであります。令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものと、年金からの特別徴収となるものにつきましては、同期間に年金支払日が設定されているものになります。

次に、減免の対象となる世帯と減免額についてであります。主たる生計維持者がコロナウイルスに罹患し死亡または重篤な傷病をおった場合は全額が免除となります。令和 2 年度の①の適用はございませんでした。

次に、コロナウイルス対策により主たる生計維持者の事業収入等が減収となった場合につきましても所得等の状況により減免となるものでございます。収入減の場合の要件は 3 つありまして、ア. 事業収入等の減収割合が 3 割以上であること、イ. 前年の所得金額の合計額が 1,000 万円以下であること、ウ. 事業所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であることとあります。これら 3 つの要件全てに該当したとき、世帯の主たる生計維持者の前年の所得の

額に応じて全部から10分の2の減免割合を決定し、また、世帯所得に対する事業所得の割合により減免額が決定されるものであります。令和2年度の②の適用につきましては14世帯34人、353万4,500円の減免を行っております。

計算例などは次のページに載せておりますので適宜ご覧いただければと思います。

次に、減免に関する費用に対する財政支援についてであります。本条例改正は国が示した基準に基づくものでありますので、全額が財政支援の対象となるものでございます。

条例の施行日は令和3年4月1日でございます。

報告第11号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第11号は原案のとおり承認されました。

---

◎報告第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第7、報告第12号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(下井田耕一君) それでは、説明資料の8ページをご覧ください。

報告第12号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて(南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について)」ご説明申し上げます。

趣旨であります。国から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等を支援するための減免基準が昨年と同様に示されたことに伴い、介護保険の第1号被保険者の保険料を減免するため所要の改正を行ったものであります。

(1) 減免の対象となる保険料から(2)の①主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病をおったときまでは国保税の減免と同様の内容となっております。なお、令和2年度の①の適用はございませんでした。

次に、②新型コロナウイルス対策により主たる生計維持者の事業収入等が減収となった場合につきましては、所得等の状況により減免となるものでございますが、国保税条例と要件が異なっておりまして、収入減の場合の要件は、ア. 事業収入等の減少割合が3割以上であること、イ. 事業所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることであります。これら2つの要件に全て該当したとき、世帯の主たる生計維持者の前年の所得の額に応じて全部から10分の8の減免割合を決定し、また、主たる生計維持者の合計所得と事業所得の割合により減免額が決定されるものであります。令和2年度の②の適用につきましては5人、48万3,600円の減免を行っております。

計算例など次のページに載せておりますので適宜ご覧いただければと思います。

次に、減免に要する費用に対する財政支援についてであります。本条例改正は国が示した基準に基づくものでありますので、全額が財政支援の対象となるものでございます。

条例の施行日は令和3年4月1日でございます。

報告第12号の説明は以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

報告第12号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長(夏堀文孝君) 日程第8、報告第13号「専決処分した事項の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について(新庁舎外構整備1号工事))」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事(久保田敏彦君) 説明資料の10ページをお開き願います。

報告第13号「専決処分した事項の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について(新庁舎外構整備1号工事))」ご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものを地方自治法の規定によりご報告させていただくものであります。

専決年月日は令和3年5月28日。工事名は新庁舎外構整備1号工事。工事場所は大字平地内。契約の相手方は工藤建設工業株式会社、代表取締役、磯島忠。変更前の請負代金1億6,720万円に請負代金の2.56%となる427万9,000円を追加するものであります。

変更内容は、車線分離標の追加、バス停サインの追加、その他現地精査による増額であります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第 13 号を終わります。

---

#### ◎報告第 14 号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第 9、報告第 14 号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（新庁舎外構整備 2 号工事））」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 説明資料の 11 ページをお開き願います。

報告第 14 号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（新庁舎外構整備 2 号工事））」ご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものを地方自治法の規定によりご報告させていただくものであります。

専決年月日は令和 3 年 5 月 28 日。工事名は新庁舎外構整備 2 号工事。工事場所は大字平地内。契約の相手方は助川建設株式会社、代表取締役、助川岩雄。変更前の請負代金 1 億 1,548 万 8,729 円に請負代金の 4.33%となる 500 万 5,271 円を追加するものであります。

主な変更内容は、舗装工事における樹脂系すべり止め舗装の追加、自由勾配側溝を縦断用から横断用に変更したこと、その他現地精査による増額であります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第 14 号を終わります。

---

◎報告第 15 号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第 10、報告第 15 号「令和 2 年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、議案書を準備いただきまして 85 ページをお開き願います。

報告第 15 号「令和 2 年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

下段の報告理由に記載のとおり、令和 2 年度南部町一般会計予算について、令和 3 年度に繰り越しする経費が確定しましたので、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

87 ページをお開き願います。

1 款 1 項議会文書システム整備事業から 10 款 1 項小中学校空調設備設置事業まで、10 の事業について、総額 5 億 2,545 万 9,000 円を繰り越しするものでございます。これらの事業は、コロナ対策や国の経済対策に伴い補正計上した事業のほか、庁舎建設に関連する事業などで、令和 2 年度中に事業が完了しないことから、表記載の特定財源及び一般財源をもって令和 3 年度に繰り越しし、実施するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで報告第15号を終わります。

---

◎報告第16号の上程、説明、質疑

○議長(夏堀文孝君) 日程第11、報告第16号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」を議題とします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(北上隆広君) それでは、報告第16号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」ご説明申し上げます。

議案書の89ページをお開き願います。

地方自治法の規定に基づき、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を提出し、経営状況について議会に報告するものでございます。

それでは、令和2年度の事業報告をご説明申し上げますので、別添資料「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」をご準備いただき、2ページをお開きください。

まず初めに、組織及び運営状況についてでございますが、設立組織の改廃状況、評議員会及び理事会の開催状況はご覧のとおりでございます。

また、当ページ下段からの令和2年度事業の実施状況についてでございますが、温泉保養館「バーデハウスふくち」の管理運営状況の(1)公益事業の水泳及び健康指導事業から、4ページをお開きください。(9)職員研修事業の実施状況まではご覧のとおりとなっております。(10)利用者の状況でございますが、利用者数は17万7,989名で前年比2万6,992名の減、率にして13.2%の減となっております。(11)収支の状況でございますが、収入1億1,463万2,000円に対しまして、支出は8,314万2,000円となり、差し引き3,149万となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。

総合交流ターミナル「アヴァンセふくち」の管理運営事業についてでございますが、宿泊者数は、前年比39.6%減の2,754名。宴会・会合は前年比90.4%減の153名となっております。

(5) 収支の状況でございますが、収入 1,317 万 8,000 円に対し、支出 1,857 万 6,000 円となり、差し引き 539 万 8,000 円の減となっております。

続きまして「ふくち屋外プール」の管理運営状況についてでございますが、6 ページをご覧ください。

(4) 利用者数は前年度比 68.2%減の 465 名となっております、(6) 収支の状況でございますが、収入 164 万 7,000 円に対し、支出 164 万 1,000 円となり、差し引き 6,000 円となっております。

続きまして「ふくちアイスアリーナ」についてでございますが、下段の(3) 利用者数は、アイススケートで前年度比 0.8%減の 2 万 9,189 名でございました。

7 ページをご覧ください。

中段の(7) 収支の状況でございますが、収入 2,382 万 6,000 円に対し、支出 2,150 万 3,000 円となり、差し引き 232 万 3,000 円となっております。

次に「レストラン」の運営状況でございますが、レストランでの飲食の提供は前年度比 13.3%減の 1 万 5,430 名。宿泊食事提供は 38%減の 4,401 食。宴会への飲食提供は 79.7%減の 35 件。子ども会、老人クラブ等への提供は 58.2%減の 33 件でございました。(3) 収支の状況でございますが、収入 2,203 万円に対しまして、支出 3,004 万円となり、差し引き 801 万円の減となっております。

続きまして、8 ページから 11 ページまでは、第 29 期の決算報告書となりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、12 ページをお開きください。

こちらは、これまでご説明申し上げました施設別の収支状況でございますが、5 つの施設の収入合計 1 億 7,531 万 3,000 円に対し、支出は 1 億 5,490 万 2,000 円となり、差し引き 2,041 万 1,000 円となっております。

次の 13 ページから 17 ページまでは、各施設開設以来の年度別入館者・利用者・宿泊者の推移となっております。

なお、別にお配りしております別紙 1 から別紙 4 の資料は、令和 2 年度における月別の利用者数の推移となっております。

以上で南部町健康増進公社の経営状況について説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで報告第16号を終わります。

---

◎議案第49号から議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) お諮りします。

日程第12、議案第49号「南部町課設置条例及び南部町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第13、議案第50号「南部町公告式条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第14、議案第51号「南部町防災行政用無線条例の一部を改正する条例の制定について」の議案3件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第49号から議案第51号までの議案3件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事(久保田敏彦君) それでは、説明資料12ページをお開き願います。

議案第49号から議案第51号までを併せてご説明いたします。

まず、議案第49号「南部町課設置条例及び南部町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、新庁舎の開庁に伴い、現在の本庁舎及び南部分庁舎をそれぞれ福地支所、南部支所として設置するため、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

第1条、南部町課設置条例の一部改正では、住民生活課の事務分掌のうち「剣吉支所に関すること」を「支所に関すること」として、全ての支所を分掌する改正などを行い、第2条、南部町支所設置条例の一部改正では、剣吉支所に加えて福地支所と南部支所を追加し、それぞれ

の管轄区域を南部町全域とするものであります。

施行日は令和3年8月1日であります。

説明資料の14ページをお開き願います。

議案第50号「南部町公告式条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、地方自治法の規定に基づき、条例等の公布場所として定めていた3か所の掲示場を新庁舎の開庁に伴い、健康センター掲示板を新庁舎の掲示板に変更し、新庁舎と福地支所、南部支所の3か所にするもので、施行日は令和3年8月1日であります。

次に、説明資料の15ページをお開き願います。

議案第51号「南部町防災行政用無線条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、避難勧告と避難指示が一本化されたことにより、勧告の字句を削ること及び新庁舎の開庁に伴い防災行政用無線の位置を新庁舎の位置に改めるものであります。

施行日は、第1条の字句の改正は公布の日、第2条の位置の改正は令和3年8月1日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号から議案第51号までの議案3件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第 49 号から議案第 51 号までの議案 3 件は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 52 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第 15、議案第 52 号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 説明資料の 16 ページをお開き願います。

議案第 52 号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、医療職給料表（1）の適用を受ける職員及び再任用職員の期末手当に関して、読み替え時に引用する値の改正漏れがございましたので、2. 内容の新旧対照表のとおり改めるものであります。

施行日は公布の日としまして、第 1 条の規定は令和 2 年 12 月 1 日から適用し、第 2 条の規定は令和 3 年 6 月 1 日から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 52 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 53 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第 16、議案第 53 号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） それでは、説明資料の 18 ページをご覧ください。

議案第 53 号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

昨年実施いたしました国保税の 1 万円の減税につきまして、昨年に引き続き令和 3 年度においても実施するものであります。なお、本条例の改正案につきましては 5 月 19 日に開催されました国民健康保険運営協議会において諮問し、改正案は妥当であるとの答申を受けているものでございます。

改正の内容につきましては、（１）と（２）は昨年と同様でありまして、国民健康保険税条例基礎課税額、いわゆる医療費分、の被保険者に係る被保険者均等割額を 1 万円引き下げ、それに伴いまして、軽減額も改正するものでございます。（３）その他の減税の影響額についてであります。国保税の減税総額が 2,938 万 9,000 円、国保基盤安定負担金の減額見込額が 1,652 万と計 4,590 万 9,000 円の歳入の減となるものと見込んでおります。

次に、財源についてであります。国民健康保険財政調整基金を取り崩しまして、歳入の減に充てるものであります。令和 3 年度末の基金残高は 3 億 826 万 6,000 円となるものと見込んでございます。

条例の施行日は公布の日でございます。

議案第 53 号の説明は以上です。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第17、議案第54号「南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課参事(佐々木高弘君) 説明資料の20ページをお開きください。

議案第54号「南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

内容といたしましては、中央公民館の廃止に伴い、地区館を公民館と改め、設置する公民館を剣吉公民館、福地公民館、南部公民館とする。第2条及び第5条です。

福地公民館の分館である法師岡分館の所属替えに伴い、法師岡分館を削除するものです。第3条関係です。

中央公民館の使用料等である別表第1を削除するものです。第10条関係です。

新旧対照表は以下のとおりです。

施行日は公布の日です。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 54 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 55 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第 18、議案第 55 号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（野月正治君） 説明資料の 24 ページをお開き願います。

議案第 55 号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を説明します。

内閣府令で定めている基準府令の一部改正に伴う所要の改正を行うもので、内容としまし

て、ゼロから2歳児のみを受け入れる特定地域型保育事業者は、在籍児が3歳以上児となった後のために連携施設を確保することとされていますが、当該事業者は当町にはございませんし、改正内容が国家戦略特別区域で事業を行う事業に関する内容ですので、当町では実質的な影響はありません。

以下の新旧対照表がございますが、用語整理のみの改正を行うものです。

施行日は公布の日からの施行とする案です。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第19、議案第56号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（野月正治君） それでは、説明資料の 26 ページをお開き願います。

議案第 56 号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を説明します。

厚生労働省で定めている基準省令の一部改正に伴う所要の改正を行うもので、内容としまして 1 点目は（1）ゼロ歳から 2 歳児のみを対象とした家庭的保育事業は、在籍児が 3 歳以上となった後のために連携施設を確保することとされていますが、当町には当該事業はございませんし、改正内容が国家戦略特別区域に関する内容と、2 点目（2）記録等の作成を書面に替えて情報処理用の電子データで行うことができるとする内容ですので、実質的な影響はありません。

以下の新旧対照表は、26 ページから 27 ページ目、1 点目の 3 歳以上の保育所との連携で用語の整理のみの改正、27 ページ下から 28 ページは 2 点目の電磁的記録を追加するものです。

施行日は 7 月 1 日からの施行とする案です。

よろしく願います。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 56 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 57 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第 20、議案第 57 号「南部町いちょうホール条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 説明資料の 29 ページをお開き願います。

議案第 57 号「南部町いちょうホール条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、新庁舎に併設する地域交流施設を「南部町いちょうホール」と定め、その管理運用に必要な事項を定めるものであります。

内容でございますが、設置といたしまして「町民の生活文化の向上及び地域コミュニケーションの充実を図るため、地域交流の拠点施設として、いちょうホールを設置する」と規定し、基本使用料につきましては、類似施設となる南部町ふれあい交流プラザと同等の料金としております。また、使用料の減免により、町民で構成する団体が利用する場合は基本的に無料となります。

施行日は令和 3 年 8 月 1 日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 57 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。  
議案第 57 号は原案のとおり可決されました。  
ここで 11 時 15 分まで休憩します。

(午前 10 時 55 分)

---

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11 時 15 分)

---

◎議案第 58 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第 21、議案第 58 号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 説明資料 30 ページをお開き願います。

議案第 58 号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」について、ご説明いたします。

取得する財産は消防ポンプ自動車 1 台。契約の相手方は八戸市の互光産業株式会社、代表取締役、梅内利哉。売買代金は 3,190 万円。落札率は 99.19%であります。施行方法は指名競争入札。取得する財産の概要は 900 L 水槽付 C D - I 型のポンプ自動車。購入期限は令和 4 年 3 月 18 日。配備先は南部町消防団福地第 6 分団（杉沢）でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 58 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 59 号及び議案第 60 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) お諮りします。

日程第 22、議案第 59 号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」及び日程第 23、議案第 60 号「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」の議案 2 件を会議規則第 37 条の規定により、一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第 59 号及び議案第 60 号の議案 2 件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事(久保田敏彦君) 説明資料の 31 ページをお開き願います。

議案第 59 号と議案第 60 号を併せてご説明いたします。

いずれも十和田地区食肉処理事務組合が令和 3 年 6 月 30 日をもって解散することに伴い、地方自治法の規定に基づき、組合組織団体数の減少及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

協議する内容でございますが、議案第 59 号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」及び説明資料の 32 ページをお開きください。議案第 60 号「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」のいずれも十和田地区食肉処理事務組合に関連する部分を削除するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 59 号及び議案第 60 号の議案 2 件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第 59 号及び議案第 60 号の議案 2 件は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 61 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第 24、議案第 61 号「令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、議案書をご準備いただきまして 153 ページをお開き願います。

議案第 61 号「令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に 3 億 5,540 万 9,000 円を追加し、予算総額を 106 億 2,540 万 9,000 円とするものでございます。

164、165 ページをお開き願います。

歳出から説明いたします。

2 款 1 項 6 目企画費の 10 節需要費は、コロナ対策支援の一つとして連携協定を締結している弘前大学の学生を支援するため、達者米を提供する経費として 50 万円を追加、18 節補助金はコミュニティ助成事業として相内町内会と上斗賀町内会の事業が採択となったことから 350 万円を追加し、この財源として雑入のコミュニティ事業助成金を充当するものでございます。7 目地方創生推進費は、移住対策を推進するため、お試し住宅のうち 1 棟をサテライトオフィスとして整備するため、工事費と備品購入費合わせて 176 万 6,000 円を追加するものでございます。

中段、2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、庁舎移転に伴う住基システムの移設経費 66 万 2,000 円を追加するものでございます。下段、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費は、民生児童委員の活動費単価が増額となったことから 12 万 3,000 円を追加し、財源として県補助金を充当するものでございます。7 目国民健康保険事業費は、議案第 53 号でご審議いただいた国保税の減税に伴い、一般会計からの繰出金を 1,652 万円減額するものでございます。

166、167 ページをお開き願います。

上段、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費は、子育て世帯生活支援特別給付金及び給付に係る事務費合わせまして 1,159 万 8,000 円を追加し、財源として全額国庫負担金を充当するものでございます。

4 款 1 項 2 目保健衛生施設費は、ぼたんの里及びゆとりあに常設するサーマルカメラの購入経費 44 万 4,000 円を追加。3 目予防費は、コロナウイルスワクチン接種の実施方法見直し等に併いまして必要経費の補正を行ったほか、12 節委託料の説明欄の 1 行目、新型コロナウイルス抗原検査 148 万 5,000 円及び 19 節扶助費の 33 万円は、町民が医療センターで抗原検査を受けた際、検査費用の 2 分の 1 を支援するための経費を追加したものでございます。下段の 4 目母子保健費は、児童精神発達精密検査の実施方法を見直したことにより、次のページの 12 節委託

料から7節報償費と8節費用弁償に予算を組み替えるものでございます。

168、169 ページをお開き願います。

上段の22節返還金は、令和元年度分の母子保健衛生費国庫補助金の確定に伴い、返還金が発生したことから2万1,000円を追加するものでございます。

中段、6款1項3目農業振興費は、コロナ対策として農畜産業先行型持続化給付金により、農家等を支援するため、事務費を合わせ1億8,010万9,000円を追加するものでございます。

下段、7款1項1目商工業振興費は、12節に特別プレミアム商品券発行に係る町商工会への委託料924万8,000円及び18節補助金には特別プレミアム商品券の50%割増分7,500万円、町内全業種を対象とした持続化支援金2,000万円、町内事業者が行うコロナ対策に係る経費への補助金600万円、三町食べ歩きスタンプラリー事業への追加補助金36万9,000円を追加するものでございます。

2目観光費は、今年度各種イベントについては感染症対策を万全にした上で開催する予定であり、そのために必要な物品を整備するため10節需用費及び17節備品購入費に合わせて502万8,000円を追加するものでございます。

170、171 ページをお開き願います。

8款4項1目下水道整備費は、下水道のマンホールポンプ制御盤が損傷したため、この改修に係る経費相当額を一般会計から繰り出すため350万円を追加するものでございます。

9款1項3目防災費の10節需要費は、避難所運営に係る感染症対策用品の購入経費90万5,000円を追加。12節委託料は、防災無線の定期検査業務委託料193万2,000円を追加。18節補助金は、下名久井自主防災会が行う事業が防災コミュニティ事業に採択となったことから150万円を追加し、この財源として雑入のコミュニティ事業助成金を充当するものでございます。

10款教育費の1項2目事務局費の1節報酬と7節報償費は、特別支援学級発達検査の対象児童数が当初見込みより増えたことから合わせて8万2,000円を追加。10節の需要費は、町内小中学校における感染症対策用品を整備するため125万円を追加。12節委託料は、ふるさとからの贈り物事業として、帰省が困難な大学生等に対し町の特産品等を宅配するための経費231万円を追加。18節補助金は、大学生等を持つ親等への支援金1,708万円及びアルバイト学生への支援金817万円を追加するものでございます。

172、173 ページをお開き願います。

10款3項1目は、学校で使用している大型プリンターが故障し、これを更新するため17節備

品購入費に 40 万 5,000 円を追加するものでございます。5 項 1 目社会教育総務費は、延期した今年の成人式を「成人を祝う会」として開催するための経費合わせて 153 万 4,000 円を追加するものでございます。

ページを戻って 160、161 ページをお開き願います。

歳入について説明いたします。

歳出での説明と一部ダブるものもございしますが、14 款 1 項の 1 目民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金を交付するための財源として 1,159 万 8,000 円を追加。2 目衛生費国庫負担金 1,077 万 4,000 円と 2 段目 14 款 2 項の 2 行目、3 目衛生費国庫補助金 618 万 1,000 円は、コロナワクチン接種に要する経費の財源としてそれぞれ追加するものでございます。

このたびの補正予算のうち、コロナ対策に係る各種支援事業の財源としましては、2 段目の 14 款 2 項国庫補助金の 1 目総務費国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 7,873 万 5,000 円を追加するほか、下段の 18 款 2 項 1 目財政調整基金からの繰入金 1 億 4,299 万 8,000 円を追加し対応するものでございます。

162、163 ページをお開き願います。

20 款 5 項 3 目雑入の各種助成金は、採択となりましたコミュニティ事業及び防災コミュニティ事業の助成金 500 万円を追加するものでございます。

議案第 61 号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。工藤愛君。

○1 番（工藤愛君） ページ数が 172、173 ページ。

10 款教育費 5 項社会教育費、成人を祝う会についてご質問いたします。こちら、昨年コロナの流行により、予定 3 日前になって中止せざるを得ない状況になったということになったものの代替の式典かと思えます。全協のときにですね、8 月 14 日開催という案が出ていらっしゃいましたけども、コロナのワクチン接種が、現在の予定では町民完了予定 11 月の上旬というふうに日程が示されていると思います。やはり、この時期ですと、まだオリンピック開催して直後ということで、大流行も予想されることから、やはり、12 月、1 月、今年の人たちと重なってしまうかもしれませんが、完了してから実施するのが望ましいかと思えますが、そちらの考えをお聞かせくだ

さい。

○議長（夏堀文孝君） 社会教育課長。

○社会教育課参事（佐々木高弘君） ご質問にお答えいたします。

当初ですね、今回の補正予算を計上するにあたりましてですね、一応想定、私どもで、まだ発表はしていませんでしたけども、予算取りをするために8月14日、夏場を想定いたしまして、しかも、屋外の会場としてやる予定で予算取りはいたしました。ただ、開催期日についてはですね、公表もいたしてはおりませんでしたし、現在ですね、成人者を対象に実施予定のアンケートを実施しておりますので、それ以降ですね、開催日を決定したいと思っておりました。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 他に質疑ありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 169ページですね、商工費の中で、18節の南部町商工業コロナ対策600万計上してます。全協でも説明あったんですけども、これはどれぐらいの対象者数に対して、どのような具体的な対策をした場合には補助を出すか、その基準を決めた上で600万の計上なのか。

よくテレビ等で自分ところも対策してるけども、規制かかって、いろんな話し聞いてますんで、町内の業者に対して、どのような対策をすることによって補助金出すってことを、基準を決めて予算計上したのかどうか、お聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） 商工業のコロナ対策補助金につきましては、今年度は感染予防設備の導入に係る費用の助成を考えてございます。例えば、換気機能付きのエアコンでありますとか、二酸化炭素濃度計、飛沫防止パーテーション等を考えてございます。

上限は30万円で、20事業所を想定してございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 今、課長の説明ですと、一般の町民が集まる場所限定ですよ。例えば、商工業というと、我々、誰でもね、商工業者全体に対する補助事業考えてるのかと思ったんですけども。今の説明だと飲食店と言いますか、そういうところを対象にした考え方、限定したものとして考えているんですか。それとも、各事業者がですね、自分ところに来客者あったときに、カウンターというか、そういうもの、いろんな設備したときも対象にするのかどうか、ちょっとそのへんが気になったものですから。もう一度、限定された業種に対する補助なのか、全体から申請が上がった場合に補助にするのか、そのへんをどこまで考えているか、もう一度お聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） こちらにつきましては、飲食店のみならず、全ての業種ということで想定してございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） さっき課長の説明だと、全体を考えると、さうとう範囲が広いんですよ。例えば、一つの建設業者が現場でいろいろやったときも対策しなきゃいけないこともあるでしょうし、来客者、事務所を訪ねてきた人に対する対策の仕方、いろんな、相当範囲が広がるんですけども、そのへんで、商工業者、私、実際に数字までつかんでないですからあれですけども、全体で何十者くらい対象があると想定してるんですか。で、実際に二、三十万の金額で補助ということですけども、それに対して、例えば、そういう対策した場合に効果その他まで検証するという考えなのか、ただそういう整備した場合に補助金出すのか、もう一度お聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課（北上隆広君）　まず、事業所の数でございますけれども、町内に 557 商工業者がございまして、昨年度はこちらの対策補助金に関しましては 29 件の助成がありました。もちろん感染予防のほうはもっと少なかったわけでございますけれども。飲食店に関してですけれども、今年の 4 月 23 日から 8 日間、町内飲食店をちょっと巡回させていただきましたところ、入口に手指消毒はございましたけれども、パーテーションでありますとか、ちょっと感染対策がそれほど進んでいないなと思っておりまして、また、県のほうも飲食店感染防止対策認証事業ということで 5 月 31 日に専決したものがございますので、それも併せて、ぜひ感染予防に対しまして、なお取り組んでいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君）　西野耕太郎君。

○7 番（西野耕太郎君）　ページ数は 167 ページです。

4 款 1 項保健衛生費の 12 節の委託料の説明欄ですけども、コールセンター運営費 1,089 万円が減額してます。説明がなかったんですけども、減額してます。今現在コールセンターは、たぶん動いてると思うんですけども、この下の集団接種運営業務 1,056 万円、これに置き換えてあるのかどうか、コールセンター運営業務、これお金がかかっていると思うんだけど、ここで三角（減額表示）になっているんですけども、これについてご説明お願いいたします。

○議長（夏堀文孝君）　健康こども課長。

○健康こども課長（野月正治君）　ご質問にお答えします。

コールセンターの運営費についてですが、現在も運営しておりますが、当初見込んでいたものと、業務内容を精査しまして必要な分だけを。それに伴って業者を見直しまして、減額されたものでございます。

集団接種運営業務のほうの金額につきましては、また別で、人材派遣会社に対する支払いでございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君）　他にありませんか。八木田憲司君。

○9番（八木田憲司君） 165 ページ、6 目 18 節ですね。

補助金、コミュニティ助成事業 350 万円。これの内容をちょっとお知らせいただきたいと思います。それともう一点ですね、171 ページの 9 款 3 目 18 節補助金の自主防災組織活動 150 万円。これもどういう事業内容になってるか、ちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、私から 165 ページのただいまご質問のありましたコミュニティ助成事業の 350 万円の内容についてご説明申し上げます。

内容としましては、上斗賀町内会さんがですね、町内活動備品整備という事業を行いまして、これに対して 110 万円の助成が決定されております。それから、相内町内会さんでは獅子頭修繕等ということで、こちらの事業に 240 万円の助成の決定を受けております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） それでは、私は 171 ページの 9 款 1 項 3 目の補助金ですね、自主防災組織活動の部分ですが、これは下名久井自主防災会の部分でございまして、自主防災組織のコミュニティ助成事業といいまして、宝くじを財源としております地域防災組織の育成事業でございまして、10 分の 10 の補助事業で最高額 200 万円というもので、そういう事業でございまして。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 山田賢司君。

○8番（山田賢司君） ページ数が 165 ページの、同じなんですけど、地方創生推進費の 14 節工事請負費。この住宅改修工事、おためし住宅の 1 棟を改修するような説明を受けたんですが、おためし住宅 2 棟ありますよね。1 棟はサテライトオフィスとして、おためし住宅ではなくなるといっていいんですかね。サテライトオフィスですが、今、ある程度需要があるのかどうか、そういうものをお聞きしたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

サテライトオフィスだけとして使うのではなく、サテライトオフィスとしても使えるように1棟を改修整備することとしております。

また、現在、コロナ禍の中、新しい働き方、リモートワークなど、勤労体系が変化してきているところで、企業においてもリスクを減らすため、サテライトオフィスを検討している企業がふえてきているということでございます。また、国においても、国全体のリスクとして、顕在化しております、人口密度の高い東京圏の一極集中、これを是正するため、今年、地方創生テレワーク交付金を創設しております。これから当町でも、3月議会で久保議員にご答弁しておりますが、国で開催しているマッチングセミナーなどに参加し企業の情報収集、また、当町の取り組みの情報提供をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 山田賢司君。

○8番（山田賢司君） ちょっと確認です。今、需要があるのではなくて、将来を見据えて、今、改修工事をしておく、ということよろしいですか。

○議長（夏堀文孝君） 交流推進課長。

○交流推進課（松原浩紀君） 申し訳ございませんでした。そういうことでございます。

○総務課参事（久保田敏彦君） 先ほどの八木田憲司議員への回答漏れがありましたので、もう一度回答させていただきます。

内容ということのご質問もございましたので、内容につきましては、テントですね、ワンタッチテント。主なものはワンタッチテント、そして、大きな炊き出しをするための鍋、ヘルメットなど、防災用品の購入費用に充てるものでございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 他にありませんか。八木田憲司君。

○9番（八木田憲司君） 165ページの、先ほどと同じ質問なんですけど、18節のコミュニティ助成事業、これはどういう助成内容で実施しているものか、あと町単費補助なのか、あと補助率ですね、これどういうふうになってるかちょっとお知らせください。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） お答え申し上げます。これも先ほど総務課長が申しましたように、宝くじの売り上げを財源としたものでございまして、地域の町内会さん方とかが行う、地域団体さんが行うコミュニティの活性化に資する事業が対象になるものでございます。限度額が確か300万程度であったと思います。補助率は10分の10でございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 内容っていう質問ですよ。備品購入に関しての内容、どういったものっていう。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） 失礼しました。上斗賀町内会さんが行います町内活動備品整備と申しますのが、町内会館で使用する机ですとか椅子などの備品を整備する事業でございます。それから、相内町内会の獅子頭修繕等といいますのが、町内会で使っているといいますか、保有している獅子頭が古くなりまして、これの修繕。獅子頭を舞うために使用する太鼓、笛、半纏などの整備するをする事業でございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） いいですか。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第25、議案第62号「令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長(野月正治君) それでは、議案書の177ページをお開き願います。

議案第62号「令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

今回の補正については、国民健康保険税の減税による減額分を財政調整基金繰入金で補填するもので、予算の総額の変更はございません。

まず初めに、歳入からご説明申し上げますので、184、185ページをお開き願います。

1款1項1目1節医療給付費現年課税分2,938万9,000円を減額し、5款1項1目2節国保保険基盤安定負担金1,652万円を減額し、5款2項1目1節財政調整基金繰入金4,590万9,000円を増額するものです。

続いて186、187ページをお開き願います。

歳出についてですが、歳入でご説明したとおり財源更正となります。

以上です。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第26、議案第63号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(松橋悟君) 議案書の189ページをお開き願います。

議案第63号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ350万円を追加し、予算の総額を4億1,950万とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

198、199ページをお開き願います。

1款1項1目施設管理費でございますが、350万円を増額し5,274万5,000円とするものでございます。内容ですが、令和3年3月13日の大向地区の建物火災により、南部町立公共下水道

施設であるマンホールポンプ制御盤1機が損傷したことにより、修繕料として需用費350万円を増額するものでございます。以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

196、197ページにお戻り願います。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、350万円を増額し1億1,346万1,000円とするものでございます。内容ですが、さきの歳出の説明で申し上げました公共下水道施設マンホールポンプ修繕料分として増額するものでございます。

以上で議案第63号の説明終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第27、発委第1号「南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。議会改革推進特別委

員長、松本啓吾君。

(議会改革推進特別委員長 松本啓吾君 登壇)

○2番(松本啓吾君) 改革推進特別委員会では、付託されたタブレット端末の導入についての検討を重ね、議員皆様のご理解をいただき今年度導入する予定としております。

タブレット端末を導入することで、議案配布や事務連絡などの迅速化、また、非常時における被害状況の報告など、平時のみならず非常時でも導入効果が期待できるものと考えております。

本定例会に提出いたしました「南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、タブレット端末を会議等で使用するため所要の改正を行うもので、施行日は令和3年8月1日からとしております。

以上、提案理由といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発委第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第28、陳情第1号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」を議題とします。教育民生常任委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、山田賢司君。

（教育民生常任委員長 山田賢司君 登壇）

○8番（山田賢司君） 去る6月4日の本会議において本委員会に付託されました陳情第1号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」について、6月8日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症は終息の目途がたたず、10の都道府県では6月20日までの期間、緊急事態宣言が出されております。

青森県内でも新規感染者数は増加傾向であり、先日発表された保健所管内別の病床占有率では、占有率が高い地域もあり医療崩壊が危惧される状況であります。

陳情趣旨である「医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと」、「地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること」、「医療・介護提供体制を確保するため、医師、看護師等を増員すること」、「保健所の増設、保健師等の増員など、公衆衛生行政の拡充を図ること」、「社会保障に関わる国民負担の軽減を図ること」これらは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、今後も懸念される新たな感染症への対応のためにも、国に求めていく必要があります。陳情趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の陳情審査結果を報告いたします。

○議長（夏堀文孝君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第1号を採決します。採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号を、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（夏堀文孝君） ご着席願います。起立多数です。

陳情第1号は採択することに決定されました。

---

#### ◎常任委員会報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第29「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、お手元に配布しております報告書のとおり常任委員長から報告がありました。説明を省略し質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（夏堀文孝君） 日程第30「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎日程の追加

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

本日、教育民生常任委員長から発委第2号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

発委第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配布のため暫時休憩とします

（午後00時02分）

---

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後00時03分）

---

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程はお手元に配布のとおりであります。

追加日程第1、発委第2号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を議題とします。本意見書については、先ほど採択されました陳情第1号の趣旨と同様の内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決します。

発委第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(夏堀文孝君) 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了いたしました。ここで、閉会にあたり町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、第101回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月4日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

提出いたしました全ての案件につきまして、慎重審議をいただき、ご議決を賜りましたことに対しまして、心から御礼申し上げます。

特に一般会計補正予算に計上いたしました、新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることを踏まえた町独自の経済対策事業の各支援金につきましては、早速、給付に向けた準備を開始し、昨年度と同様、必要とする方々にタイミングを逃すことなく支援をお届けしてまいります。

また、特別プレミアム商品券につきましては、希望者全てのワクチン接種が11月上旬に完了する予定であることから、感染や重症化リスクの低減が期待されることとなる年末に向けて発

行し、町民の皆様安心して経済活動を行なっていただくことで、着実な経済回復を目指してまいりたいと考えているところであります。

引き続き、新型コロナウイルスの影響を注視し、あらゆる事態を想定しながら、各種対策を講じてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、青森県内では初となります特定地域づくり事業協同組合に当町の「人材サポートなんぶ協同組合」が認定され、先般、山本理事長をはじめ組合員の皆様から、そのご報告をいただいたところであります。

特定地域づくり組合制度は、過疎地域での労働力の確保を目的とした国の新たな制度であり、人材サポートなんぶでは農業後継者やUターン者など4人の職員を採用し、季節ごとに異なる農作業の現場に派遣することで通年雇用を生み出し、担い手の定着を図るとともに、将来的には組合員や職員の増員を目指したいとの考えもお示しされたことから、組合規模の拡大による人口減少対策と、基幹産業である農業の振興につながるものであると大いに期待を寄せるものであります。

今年も特産の果物や観光農園のPRを担っていただく、8名のフルーツ娘を委嘱したところであります。まずは、6月19日から始まる「さくらんぼ狩り」を皮切りに、昨年全国デビューを果たした「ジュノハート」や「桃」、「梨」、「ブドウ」、「リンゴ」など、四季を通じて果物が楽しめる当町の魅力を、全国に向けて発信いただくことを期待するものであります。

また、さくらんぼ狩りにおきましては、昨年度に引き続き感染症対策を徹底した安全安心な環境で当町自慢の初夏の味覚を存分に味わっていただきたいと考えているところでありますので、来園者並びに受け入れ農家の皆様のご協力をお願いするものであります。

昨年に続き三戸郡総合体育大会は中止となりましたが、6月19日と20日の両日、三戸郡中学校体育大会夏季大会が2年ぶりに開催される予定です。昨年度、各種大会の中止により悔しい思いをされた先輩たちの分まで、また、3年生にとりましては最後の大会でありますので、一日一日を大切に練習に励み、その成果を存分に発揮いただくことを心から願うものであります。

さて、広報なんぶちょう6月号でもお知らせいたしましたとおり、災害対策基本法の一部改正に伴い、先月20日から避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されたところであります。4月、5月に続き、6月に入りましてからも穏やかな天候が続いておりますが、これから梅雨を迎えることから、大雨への警戒が必要になります。

こうした中、先月 22 日には向小中学校を会場に職員による避難所開設・運営訓練を実施したところであり、コロナ禍における避難者受け入れの課題を探り、改善点を盛り込んだ避難所運営のマニュアルを策定するなど、万全の態勢を構築することとしております。

また、万が一災害が発生した場合には、自らの命を守る避難行動を起こしていただくよう、自主防災会の活動や防災訓練などを通じて、啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、より一層のご指導、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、新型コロナウイルスはまだまだ予断を許さない状況にありますので、引き続き感染防止対策にお努めいただきますとともに、蒸し暑い季節を迎えますので、議員各位におかれましてはくれぐれもご自愛いただきますようお願いを申し上げます。本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） ここで閉会にあたり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は 6 月 4 日から本日までの 6 日間でありましたが、議員各位には議会運営にご協力をいただきまして、ここに閉会の運びとなりました。議長として厚く御礼を申し上げます。また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

議員各位から表明されました提言、意見等を踏まえながら、事業展開に邁進されますよう町長はじめ理事者各位をお願いを申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分留意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。

また、最後に私事になりますが、母親逝去の際には皆様方からいろいろとお気遣いをいただきましたことに対しまして、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして、第 101 回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後 00 時 12 分）



地方自治法第 126 条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長            夏堀文孝

署名議員            工藤正孝

署名議員            根市勲